

はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものも発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等とあいまって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等への対策の強化を図るものである。

2 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザについて、平成17年、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、対策を講じてきた。さらに、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」で、新型インフルエンザ対策の強化を図り、平成21年2月、新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年4月、新型インフルエンザ（A/H1N1）が世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余りで約2千万人が罹患したと推計されるが、入院患者数は1.8万人、平成22年9月末現在で死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この際の対策の実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について多くの知見や教訓が得られた。

病原性が季節性インフルエンザ程度であったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などもみられ、病原性が高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、過去の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための検討を重ね、平成24年5月、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性がある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が成立されるに至った。

政府は、特措法第6条に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」（平成25年（2013年）2月7日）を踏まえ、新型インフルエンザ等対策政府行動計画案を作成し、新型インフルエンザ等対策有識者会議の意見を聴いた上で、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を平成25年6月7日に作成した。

3 東京都の行動計画

東京都（以下「都」という。）は、国の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成17年12月に「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成19年3月に「新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定し、また、平成22年3月に「都政のBCP（新型インフルエンザ編）」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。平成25年4月に特措法が施行されたことに伴い、政府行動計画が新たに作成されたことを踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とするべく、都が既に策定してきた行動計画等を一本化し、特措法第7条に基づき、新たに「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「都行動計画」という。）の作成を行った。

都は、特措法に基づき、都の新型インフルエンザ等対策に関する基本方針及び都が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応の他、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示した。

4 八王子市の行動計画の作成

八王子市（以下、市という）では、国や都の行動計画やガイドライン、マニュアルを踏まえ、平成21年5月に「八王子市新型インフルエンザ対策行動計画」、平成21年10月には「新型インフルエンザ（A/H1N1型）発生時の事業継続計画（BCP）」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

平成25年4月に特措法が施行されたことに伴い、市は平成25年6月26日八王子市新型インフルエンザ等対策本部条例（以下、「市対策本部条例」という。）を制定した。国は平成25年6月に政府行動計画を策定し、都は平成25年11月「都行動計画」を策定した。これらを踏まえ、市は、新型インフルエンザ等発生時の危機管理に対応するべく、市が既に策定してきた「八王子市新型インフルエンザ対策行動計画」を改正し、サーベイランス¹や医療確保など保健所設置市特有の責務も含め、特措法第8条に基づく市町村行動計画として「八王子市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成し、市の新型インフルエンザ等対策に関する基本方針を示すものとする。なお、本行動計画に合わせ事業継続計画及び各対策マニュアルを改正する。

¹ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。特に感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、疾病を予防し有効な対策を確立する目的で、患者の発生状況、病原体の分離状況、免疫の保有状況などの情報収集及び解析を継続的に行うことをいう。

第1章 基本方針

1 計画の目的

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 2 市民生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

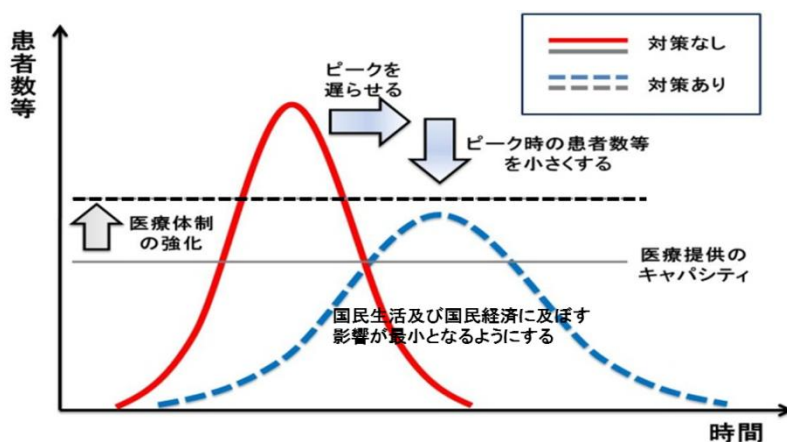
○ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

○ 市民生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 業務継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画（内閣官房）より

2 計画の基本的考え方

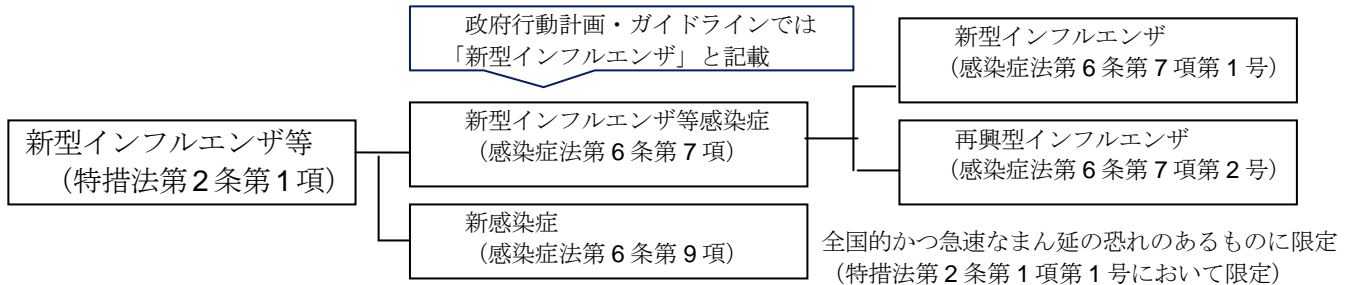
(1) 根拠及び市の計画との位置づけ

- ・ 市行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する市の区域を対象とする計画であり、国や都の行動計画を踏まえ、市の計画として定める。
- ・ 市行動計画の策定にあたっては、市基本計画「八王子ビジョン2022」、市地域防災計画、市保健医療計画等と整合を図っていくものとする。

(2) 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

- ア 感染症法²第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症で新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ³をいう。
- イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

<新型インフルエンザの範囲>



(3) 計画の基本的考え方

市行動計画は、政府行動計画・都行動計画に基づき、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針を示し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合は弾力的な運用ができるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、国、都、指定（地方）公共機関、医療機関、事業者及び市民と連携し、新型インフルエンザ等の対策が推進されるよう図るものである。

(4) 計画の推進

市行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から教育・訓練の実施などを通して対応能力を高め、計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

(5) 計画の改定

市行動計画は、学識経験者や医療関係団体等からなる「有識者会議」に意見を聴き、改定を行う。

3 被害想定

市行動計画を策定するに際しては、政府行動計画を参考に、人口の集中する東京の特性を考慮し、都民の約30%が罹患するものとした都の行動計画の想定を市にあてはめ流行規模・被害想定予測を行った。

<流行規模・被害想定>

² 感染症法「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を略して感染症法と表記

³ 再興型インフルエンザ

かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

1	罹患割合	国民 約 25%が罹患	都民 約 30%が罹患	八王子市* 30%が罹患
2	患者数	1300 万人～2500 万人	3,785,000 人	169,268 人
3	健康被害 [☆]	入院患者数 53 万人～200 万人 死亡者 17 万人～64 万人	(1) 流行予測による被害 ①外来受診者数： 3,785,000 人 ②入院患者数： 291,200 人 ③死亡者数： 14,100 人 (インフルエンザ関連死亡者数) ※ (2) 流行予測のピーク時の被害 ① 1 日新規外来患者数： 49,300 人 ② 1 日最大患者数： 373,200 人 ③ 1 日新規入院患者数： 3,800 人 ④ 1 日最大必要病床数： 26,500 床	169,268 人 13,023 人 631 人 2,205 人 16,690 人 170 人 1,185 床

※インフルエンザ関連死亡者数

インフルエンザの流行によって、インフルエンザによる直接死亡だけでなく、インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患のほか、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などを死因とする死亡も増加することが知られており、インフルエンザの流行評価の指標の一つとされる。

*都の統計は平成 17 年度統計より、市は平成 25 年度 12 月人口を基に計算。

☆健康被害については、罹患した患者が全て医療機関を受診するものとして、被害予測を行った。入院患者数は、国が患者調査から試算した「入院患者：外来患者」の比率を参考に、死亡割合はアメリカでのアジア風邪の死亡率を参考に算出している。

その他、社会・経済的な影響としては、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大 40%程度が欠勤することが想定される。

また、1 日最大患者数は、有病期間を軽症者は 7 日間、重症者では 14 日間、死亡の場合は 21 日間と仮定して算定している。

4 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、感染の段階に応じて講ずべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府及び都の行動計画の区分に合わせて未発生期、海外発生期、国内発生早期、都内発生早期、都内感染期及び小康期の区分にあわせた 6 区分とする。

発生段階の移行については、必要に応じて国と協議し、東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「都対策本部」という。）（本部長：知事）が決定する。

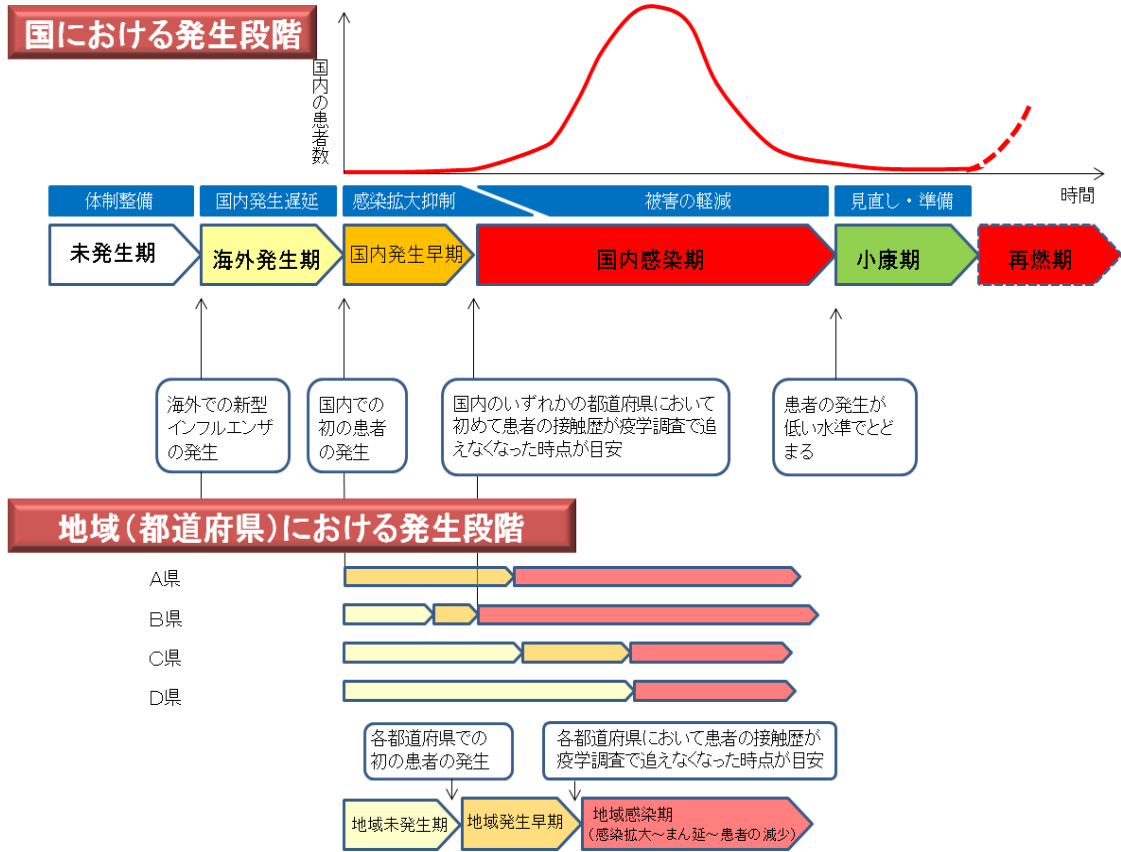
また、医療現場においては、患者数により対応が大きく異なる。このため、患者の接触歴が追えなくなった時点で「都内感染期」に移行するが、これを 3つのステージにさらに区分し、きめ細かい医療提供体制を整備する。

＜新型インフルエンザ等の発生段階＞

政府行動計画		市行動計画 都行動計画		状態		
国	地方					
未発生期		未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態		
海外発生期		海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		
国内発生早期	地域未発生期	国内発生早期		国内で患者が発生しているが 全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、 都内では患者が発生していない状態		
	地域発生早期	都内発生早期		都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、 全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態		
国内感染期	地域感染期	都内感染期	医療体制	第1ステージ (通常の院内体制)	患者の接触歴が疫学調査で 追えなくなり、入院勧告体制 が解除された状態	
				第2ステージ (院内体制の強化)	都内で 新型インフルエンザ等の 患者の接触歴が疫学調査 で追えなくなった状態	流行注意報発令レベル(10 人/定点)を目安とし、入院 サーベイランス等の結果から 入院患者が急増している 状態
				第3ステージ (緊急体制)		流行警報発令レベル(30人/ 定点)を目安とし、更に定点 上昇中、かつ入院サーベイ ランス等の結果から病床が ひっ迫している状態
小康期		小康期		新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、 低い水準でとどまっている状態		

＜国及び地域（都道府県）における新型インフルエンザ等の発生段階＞

地域での発生状況は様々であり、「地域未発生期から地域発生早期」「地域発生早期から地域感染期」の移行は、都道府県を単位に判断される



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画（内閣官房）より

5 対策実施上の留意点

国、都、区市町村及び指定（地方）公共機関⁴と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、又はその発生した時に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施するとともに、市内で関係機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等及び特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 対策の適切な推進

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるため、危機管理を主眼において、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

一つの対策に偏重して準備を行うと、その対策が外れた場合の大きなリスクを背負うこととなる。病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合も含め、さまざまな病原性、発生段階、状況変化等にも対応できるよう柔軟に対策を講ずる。また、各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らず、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化することに留意する。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、国において、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等で記載するものうちから、実施すべき対策が決定される。そして、都ではそれらの対策を踏まえて、都が実施すべき対策が決定される。市としては、それらの内容に基づき、市が実施すべき対策を決定する。

⁴指定（地方）公共機関

都の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益の事業を営む法人、地方道路公社その他公共的施設を管理運営する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、都知事が指定する機関。

国においては、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策が実施するとともに、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとしている。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととしている。そして、都ではそれらを踏まえた対策の見直しを行う。市としては、それらの内容に基づき、市が行う対策の見直しを行う。

(3) 関係機関相互の連携・協力の確保

都新型インフルエンザ等対策本部と市新型インフルエンザ等対策本部とは、相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。

第2章 国・都・市等の基本的な役割

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、国、都、市区町村、医療機関、事業者、市民等が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、協力してそれぞれが役割を果たし、市民生活及び経済活動を維持しなければならない。

(1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

(2) 都

平常時には、都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関等との調整、資器材の整備などを推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制など都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、市区町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(3) 市

平常時には、市行動計画に基づき、体制の整備、関係機関との調整を行い、また訓練等を行うなど、発生・流行に備える。

新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、市における対策を的確かつ迅速に実施し、感染拡大の抑制、住民への予防接種や生活支援など、市行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施する。

市は、市民に対するワクチンの接種や市民の生活支援、要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。

対策の実施に当たっては、都や近隣の市町村と緊密な連携を図る。また姉妹都市など災害時協力関係にある市町村と連携を計っていくこととする。

本市は保健所を設置しており、感染症法に基づき、発生動向の監視を行うとともに、地域医療体制等の確保やまん延防止に関し、都と役割分担の上、協力し地域医療体制を維持整備する。

<国・都及び市区町村の大まかな役割分担>

目的	戦略	対策	国	都	市町村	八王子市 (保健所設置市)
社会機能維持	行政機能維持	業務継続計画	◎	◎	◎	◎
	情報提供・収集	リスクコミュニケーション	◎	◎	◎	◎
	住民生活対策	要援護者支援 物資支援 埋火葬	△ △ △	○ ○ △	◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎
感染症対策	感染拡大状況の把握	サーベイランス	◎	◎	○	◎
	ウイルス流入阻止	水際対策	◎	○	△	△～○
	感染拡大防止	積極的疫学調査 接触機会の低減	○ ◎	◎ ◎	△ ◎	◎ ◎
	医療の提供	医療体制整備	○	◎	○	○～◎

※参考：「特別区保健所新型インフルエンザ対策」（特別区保健所長会平成21年3月）

(4) 医療機関等

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、地域の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、助産所が連携して、診療体制の強化を進め、発生状況に応じた医療を提供するよう努める。

(5) 指定公共機関⁵及び指定地方公共機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。

発生時には、国、都及び市と連携協力し、市民生活が維持できるよう社会経済活動維持のために業務を継続する。

(6) 登録事業者

登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる。登録事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、市の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

(7) 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や市が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど感染防止のための措置の徹底に努める。

(8) 市民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザに対しても励行している手洗い、マスク着用、咳エチケット等の個人で可能な感染予防策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、国、都や市等からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、罹患が疑われる場合における医療機関の受診ルールを守り、感染拡大防止に努める。

⁵ 指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣公示により指定される機関。

第3章 対策の基本項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等への対策の2つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、(1)実施体制、(2)サーベイランス・情報収集、(3)情報提供・共有、(4)市民相談、(5)感染拡大防止、(6)予防接種、(7)医療、(8)市民生活及び地域経済活動の安定の確保の8つの基本項目に分けて、具体的な対策を定める。

1 実施体制

平常時には、全庁的な新型インフルエンザ等の連絡会議を通じ、情報共有や訓練の実施など、新型インフルエンザ等への対策を推進する。

海外で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認された場合、必要に応じて、健康部所管の副市長を本部長とした「初動対応本部」を設置し、情報の共有を図るとともに、市として初動対応を行う。発生状況により、所管部で対応が困難になると想定される事態では、本部長を市長に、両副市長、教育長を副本部長とした「危機管理本部」を設置し、情報の共有をするとともに、専門的に対処するために「新型インフルエンザ等危機対策本部」（以下、「対策本部」という。）を設置する。また、関係部署は必要な対策を講じる。

特措法により、政府対策本部が設置されたときは、都においては、直ちに都対策本部を設置される。市においては、対策本部により、情報収集及び感染拡大時の対応等の検討を進めるとともに、関係部に対し必要な対策を講じるよう指示する。

「緊急事態宣言」前における「対策本部」の設置については、特措法による設置ではなく、必要に応じ市の判断において設置する本部である。

政府対策本部長による「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が宣言された場合、特措法及び市対策本部条例に基づく「八王子市新型インフルエンザ等対策本部」（以下、「市対策本部（法定）」という。）を設置する。

市対策本部（法定）は、都及び関係機関等と緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進するとともに、必要に応じて都に対し新型インフルエンザ等への対策に関する総合調整の要請等を行う。

(1) 市対策本部（法定）の役割

特措法、市対策本部条例及び同施行規則に基づき、本市における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

<危機の事態に応じた本部会議と本部連絡調整会議構成員>

単独または少数の所管
部署で対応できる時期

単独または少数の所管
部署で対応できない時期

政府対策本部
都対策本部 設置

ア. 初動対応本部

本部長 健康部担当副市長
副本部長 健康部長
(保健所長)
(事務局 健康政策課)
構成：生活安全部長
総合経営部長
都市戦略部長 総務部
長 福祉部長 医療保
険部長 子ども家庭部
長 学校教育部長

イ. 危機管理本部

本部長 市長
副本部長
両副市長、教育長
(事務局 防災課・
健康政策課)
構成：生活安全部長
健康部長 総合経営部長
都市戦略部長 総務部長
福祉部長 医療保険部長
子ども家庭部長他

**新型インフルエンザ等危機
対策本部**

本部長 健康部担当副市長
構成：関係各部長等

**ウ. 新型インフルエンザ等
対策本部**

本部長 市長
副本部長
両副市長、教育長
(事務局 防災課・
健康政策課)
構成 全部長等
(必要に応じ参加要請)
国、都職員
有識者、関係機関

◎新型インフルエンザ等
緊急事態宣言された場合
は、特措法に基づく対策
本部に移行

本部連絡員調整会議

座長 健康部長
副座長 生活安全部長
(事務局 健康政策課)
構成：初動対応を担当する
課：
健康政策課長 保健対策課
長 防災課長 広報課長 広
聴課長 総務課長 安全衛生
管理課長 福祉政策課長 地
域医療政策課長 子どものし
あわせ課長 保健給食課長
そのほか必要と認める課長

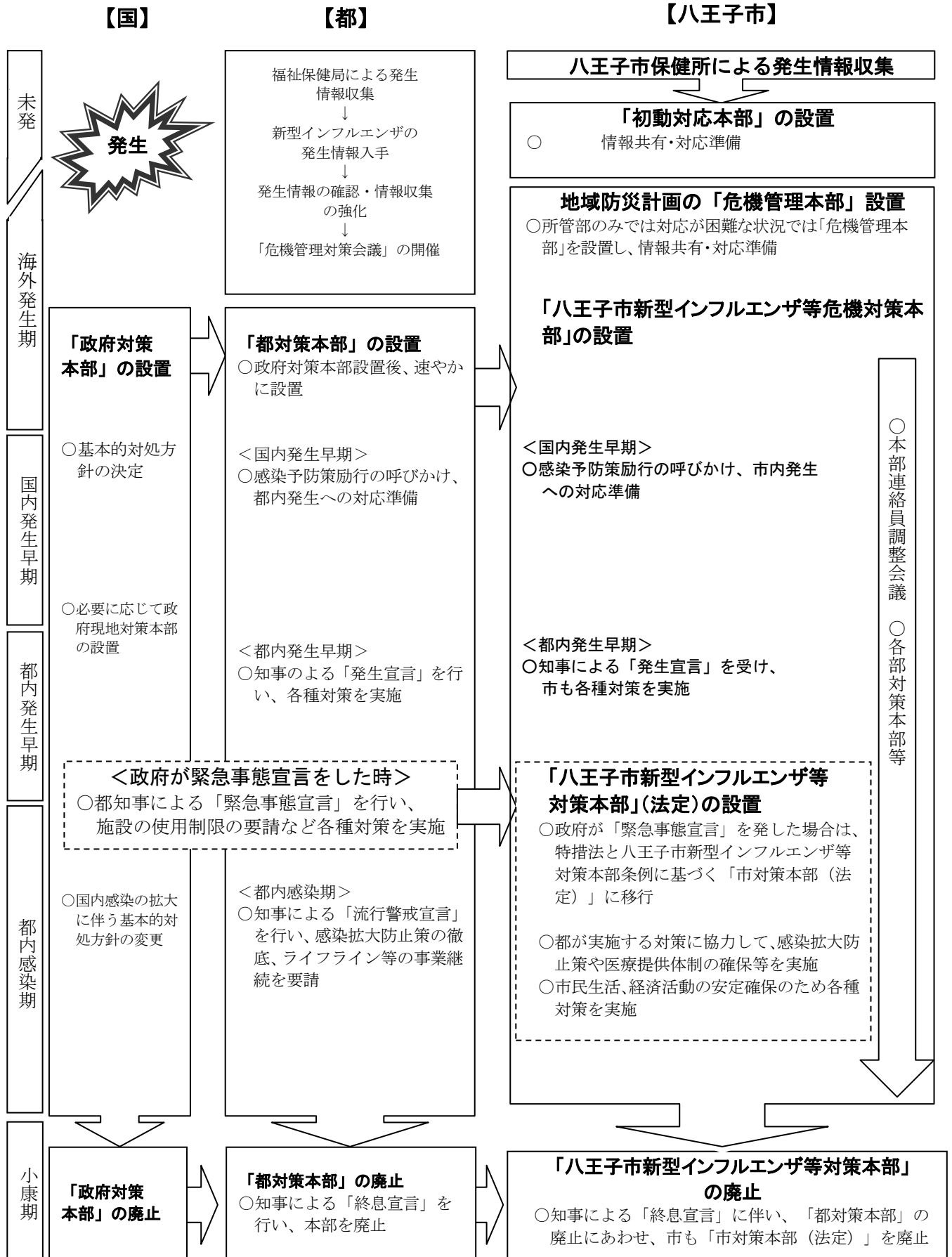
本部連絡員調整会議

●危機管理本部連絡員調整会
議
座長 生活安全部長
副座長 健康部長
(事務局 防災課 健康政策
課)
構成：全部の庶務担当課長
他、
●新型インフルエンザ等危機
対策本部調整会議
座長 健康部長
保健対策課長、広報課長、広聴
課長 保健給食課長
そのほか必要と認める課長

本部連絡員調整会議

座長 生活安全部長
副座長 健康部長(保健所長)
(事務局 防災課
健康政策課)
構成：全部の庶務担当課長
他、
保健対策課長
広報課長、広聴課長
安全衛生管理課長
保健給食課長
そのほか必要と認める課長

＜新型インフルエンザ等対策における危機管理体制＞



(2) 市政機能の維持

ア 業務の区分

市は、新型インフルエンザ発生時には対策本部を設置し、感染拡大防止策の周知や相談業務などの新たに発生する業務を実施しなければならない。

また、通常業務については職員の出勤状況に応じ限られた人員で実施するため、全ての業務について優先度を定め、必要な業務が継続できるよう、継続すべき業務と縮小・休止する業務に区分する。

継続業務は、住民の生命と健康を守る保健医療業務や住民生活に不可欠な戸籍住民事務、介護支援などの業務とする。

縮小業務は、通常業務のうち継続業務と休止業務以外で、実施する業務とする。

休止業務は、感染拡大を防止するために休止する多数の人が集まる文化・スポーツ施設等の運営や、イベントの開催等の業務、または緊急性を要しない調査、一般工事等の業務とする。

各業務の実施に当たっては、新型インフルエンザ等のウイルスの感染力、病原性及び治療薬の有効性、職員の出勤率などを判断し、対面業務を工夫する等により弾力的・機動的に行う。

<業務区分の考え方>

区分	考え方	主な業務（例示）
◎ 新たに発生する業務	①感染拡大防止 ②危機管理体制上、必要となる業務	①感染拡大防止策の周知、相談 保健医療対策など ②対策本部など
通常業務	A 継続業務	①市民の生命を守るための業務 ②市民生活の維持に係る業務 ③休止すると重大な法令違反となる業務 ④市業務維持のための基盤業務
	B 縮小業務	①福祉施設支援など ②戸籍住民事務、介護支援など ③選挙事務 ④各種システムの維持など
	C 休止業務	①内部業務・道路等の管理 ②許認可、届出・交付等の窓口業務など ①文化施設、研修など ②緊急性を要しない管理・調査、 一般工事など

職員100% (左側矢印)
職員60% (右側矢印)

イ 各部署の業務継続と応援体制

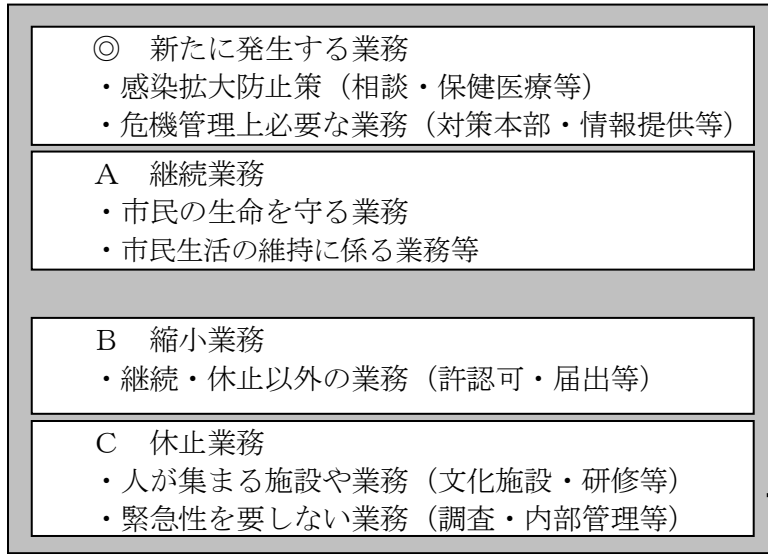
各部署は、行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生対応及び業務継続のため、各部において本市BCPや対応マニュアルに基づき、業務を継続する。

また、人員が不足する部に対しては、全庁的な応援体制により対応する。

応援を要請する部は、あらかじめ、応援職員の業務内容等を定めた「応援職員対応マニュアル」を作成する。

専門職種については、有資格者や経験者をあらかじめ確認し、経験者の兼務発令や退職者の臨時雇用などにより充当することも考慮する。

<業務の整理と応援体制>



全庁的な応援体制
〔縮小・休止業務の職員から優先的に応援〕

* ウイルスの病原性等や職員の出勤率に応じ、弾力的に実施

ウ 市役所等市施設内での感染拡大防止策

市役所等市施設内で感染が拡大しないよう、申請窓口の受付方法や庁舎出入口等の制限等を行い、感染拡大防止を図る。平常時と施設の利用方法の変更を行う際は、広報紙、ホームページ、ツイッター等をはじめとした周知を徹底し、市民や事業者に協力を依頼する。

市自らが率先して、市民や事業者等の参考モデルとなるよう対策を実施する。

庁舎内での感染拡大を防止するため、庁舎の入口に「感染予防に関する周知」やトイレに「手洗い方法」を掲示する。市内で感染が更に拡大し、庁舎内での感染拡大防止策を徹底する必要が生じた場合には、次の措置を講じる。

<市役所等市施設内での感染拡大防止>

事 項	実 施 方 法 等
各種届出・申請等	・電話、郵送やメール等を活用し、できるだけ対面しない方法で対応
庁内会議	・緊急を要するものに限定し、電話やメールを活用して実施
市職員の入庁時の対応	・咳エチケット マスク アルコール消毒液の配備 ・職員は、自宅で検温して出勤することとし、検温を忘れた職員は庁舎の入口に準備した体温計で検温 ・発熱や咳等のインフルエンザの症状がある職員の出勤自粛を徹底
市役所内店舗等への要請	市庁舎内店舗や市庁舎に勤務する臨時職員及び委託業者等に対して説明会を開催するなど、市職員と同様の感染拡大防止策を講じるよう要請
来庁者への対応	・感染拡大防止のため、必要に応じ庁舎出入口を制限 ・市職員と来庁者の動線を分け、パーテーションで区切られた面談室の設置などによる申請・相談の集中受付等により、来庁者の執務室への入室を制限 ・発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状のある者とそれ以外の者の動線を分けることや、簡易なシールドを設けるなど物理的な対策を工夫
個人防護具の着用	・不特定多数の来庁者などに接する職員は、マスクに加え、必要に応じフェースシールドを使用
配送業者への対応	・配送場所を特定するなど、執務室への入室を制限
勤務時間の臨時変更	・職員の感染機会を減少させるため、必要に応じ勤務時間や休憩時間を臨時変更

エ 職員の健康管理

市職員は、自己の健康管理に十分留意するとともに、他者への感染を防止するため、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の実践を徹底する。

発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状がある場合には、速やかに医療機関を受診するとともに、職場への連絡を遅滞なく行った上で、出勤を自粛し療養に専念する。

また、市政の業務を継続していくためには、業務に必要な市職員が出勤できることが不可欠であるため、可能な限り職員が執務中に新型インフルエンザ等に感染しない対策を実行する。

このため、全職員に対し感染予防を周知するとともに、所属長としての留意事項等を通知する。こうした取組を通じ、職員の欠勤率をできるだけ減少させ、業務遂行に支障がないようにする。

(3) 市対策本部各部の分掌事務

名 称	事務又は業務の大綱
都市戦略対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報活動に関する事 2 報道機関との連絡調整に関する事 3 関係機関との連絡調整に関する事 4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事
総合経営対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 広聴に関する事 2 相談体制の整備、調整及び運営に関する事 3 新型インフルエンザ等の発生時における部署間の応援調整に関する事 4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事 5 業務継続計画（BCP）に関する事
市史編さん対策部 ※平成 29 年度末までの 時 限 組 織	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事
行財政改革対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報システムの機能確保に関する事 2 業務継続計画（BCP）に関する事 3 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事
社会保障・税番号 制 度 対 策 部 ※平成 29 年度末までの 時 限 組 織	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事
市民活動推進 対 策 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 町会・自治会に関する事 2 市民活動団体（NPO等）との協力に関する事 3 大学等への新型インフルエンザ等情報連絡に関する事 4 外国人への支援に関する事 5 予防接種等の協力に関する事 6 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事
総 務 対 策 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の健康状態、出勤状況確認、動員及び服務に関する事 2 職員の給与、食事、宿泊、健康管理その他支援業務に関する事 3 職員の感染予防等に関する事 4 職員の予防接種（特定接種に限る。）の実施に関する事 5 私立学校、各種学校への新型インフルエンザ等情報連絡及び調整に関する事 6 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事
財 務 対 策 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の対策に係る予算その他財務に関する事 2 本庁舎の臨時相談窓口開設に係る設備に関する事 3 車両の調達に関する事 4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事
税 務 対 策 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 市税の賦課徴収に係る業務の維持に関する事 2 税務証明等に係る業務の維持に関する事 3 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事 4 個人市都民税、法人市民税、軽自動車税及び事業所税の課税に関する事
生活安全対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等対策本部の運営の総合調整に関する事 2 国、都、他市町村との連絡調整（危機管理分野に限る。）に関する事 3 情報等の収集及び提供に関する事（危機管理分野に限る） 4 市民の安全・安心の確保に関する事 5 特定接種登録事業者（危機管理分野の事業者に限る。）との連絡調整に関する事 6 災害時応援協定に基づく支援に関する事

市民対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 出生、死亡等各種届出、証明及び交付に係る業務の維持に関する事 2 火葬場の運営の維持に関する事 3 遺体の収容及び埋葬・火葬に関する事 4 消費生活に係る情報提供に関する事 5 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事
福祉対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者及び障害者等の要援護者支援に関する事 2 社会福祉施設等における感染防止に関する事 3 特定接種登録事業者（介護福祉事業者に限る。）との連絡調整に関する事 4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事
臨時給付金対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事
医療保険対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療の提供体制の確保及び医療等の実施の要請又は指示に関する事 2 特定接種登録事業者（医療分野の事業者に限る。）との連絡調整に関する事 3 医薬品、衛生材料及び資器材の調達に関する事 4 乳幼児・妊婦等の要援護者支援に関する事 5 健康・医療相談に関する事 6 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事
健康対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の発生状況の把握及び対応方針に関する事（保健医療分野に限る。） 2 新型インフルエンザ等対策本部の運営の総合調整の協力に関する事 3 感染予防策の広報に関する事（保健医療分野に限る。） 4 市民、医療機関等からの相談に関する事（保健医療分野に限る。） 5 患者発生時の積極的疫学調査、病原体検査並びに感染症指定医療機関への勧告・措置入院及び患者の移送等に関する事 6 市民に対する予防接種に関する事 7 特定接種登録事業者との連絡調整に関する事（他の部署に属するものを除く。） 8 抗インフルエンザウイルス薬等保健調査における医薬品の確保等に関する事 9 国、都、他の市区町村等との連絡調整（保健医療分野に限る。）に関する事 10 前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関する事
子ども家庭対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 園児及び学童保育所入所児童の感染防止に関する事 2 保育園、幼稚園等の運営の維持に関する事 3 乳幼児、児童及び生徒に係る相談に関する事 4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事
産業振興対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料及び生活必需品の安定供給等消費生活対策に関する事 2 中小企業、農林畜産業団体等の対策に関する事 3 家畜伝染病のまん延防止に関する事 4 所管する団体に対する食料及び生活必需品の安定供給の要請に関する事 5 特定接種登録事業者（食料品製造事業者及び小売事業者に限る。）と連絡調整に関する事 6 事業所の新型インフルエンザ等対策（業務継続計画（BCP）策定支援を含む。）に関する事 7 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事
環境対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 野生鳥獣の監視に関する事 2 新型インフルエンザ等の発生時の環境保全及び環境回復に関する事 3 消毒等防疫対策の協力に関する事 4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事

資源循環対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみの収集、運搬その他清掃に係る業務及び処理に係る業務の維持に関すること 2 資源の使用及びごみの排出の抑制に関すること 3 廃棄物埋立処分場の運営の維持に関すること 4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること
水循環対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 水路及び下水道の維持管理に関すること 2 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること
都市計画対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の発生時の交通情報の収集、交通輸送計画及びその他交通対策に関すること 2 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること
拠点整備対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること
まちなみ整備対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること
道路交通対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路及び水路の維持管理に関すること 2 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること
会計対策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の対策等に必要現金及び物品の出納及び保管に関すること 2 支払資金の把握及び確保に関すること 3 財務会計システムの維持に関すること 4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること
学校教育対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 市立小・中学校の児童・生徒及び教職員の感染予防等に関すること 2 就学援助、学校保健に関すること 3 予防接種等の協力に関すること 4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること
生涯学習スポーツ対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 予防接種等の協力に関すること 2 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること
図書館対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること
選挙管理対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること
監査対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること
議会対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 市議会との連絡調整に関すること 2 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること

2 サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を関係者や市民に迅速かつ定期的に還元することが重要である。

市は、平時から保健所の感染症発生動向調査が的確に行なわれるように、新感染症が発生した場合は、国及び都からの要請に応じ、都内のサーベイランス体制の構築等に協力する。

国は、海外での新型インフルエンザ等の発生の迅速な察知、発生状況やウイルスの特徴等についての速やかな情報収集・情報分析を行う一方で、都は、地域における発生状況の迅速な把握や必要な対策を実施し、その結果を評価する。海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは情報が限られている。そこで、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・情報分析を行う。

国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点で、患者の全数把握はその意義が低下し、また、医療現場等の負担も過大となることから、重症患者を中心とした情報収集に切り替える。

3 情報提供・共有

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、都、市区町村、医療機関、薬局、事業者及び個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、各発生段階において、正確で迅速な情報提供及びコミュニケーションが重要である。市は、住民に最も身近な存在であり、感染予防のための普及啓発をはじめ、相談窓口の設置、予防接種の実施、高齢者・妊婦・慢性疾患患者等への支援など重要な役割を担う。特に、新型インフルエンザ等が発生した当初の病原性が不明な時点では、感染者はごく僅かであっても、報道内容が刻々と変わり、市民の不安が非常に大きくなる。このため、WHOや国や都の情報を市民に正確に迅速にわかりやすく伝えることが重要である。

(1) 情報提供手段の確保

市民への情報提供については、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、広報紙、ホームページ、ツイッター等を活用する。

また、市民の情報収集の利便性向上を図るため、関係省庁の情報、都や市の情報、指定地方公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、閲覧できる仕組みを設ける。

(2) 市民・事業者への対応

ア 平常時の普及啓発

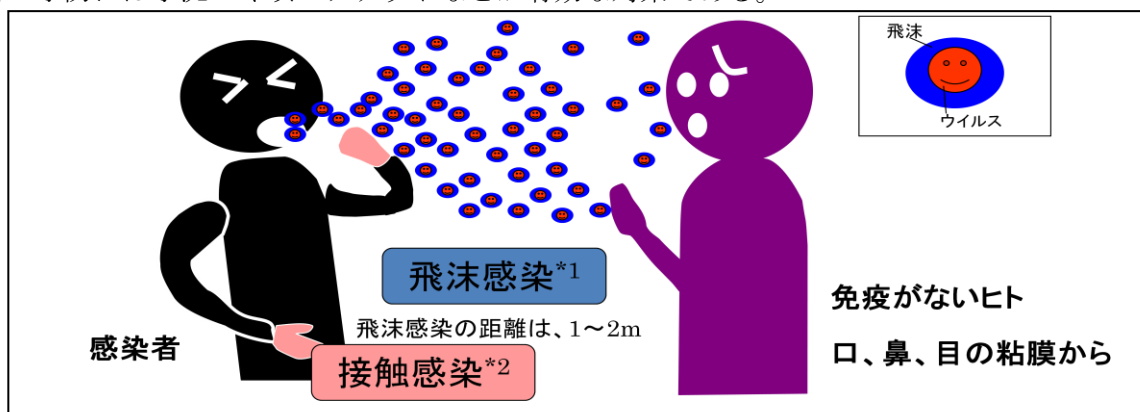
未発生期から、新型インフルエンザについての正しい知識と適切な予防策について周知を図ることが重要であり、市民一人ひとりが感染予防策を理解することで、はじめて感染拡大防止が可能となる。

また、新型インフルエンザ等が発生した際、特に発生初期における感染者への誹謗・中傷、感染が確認された地域への風評被害が起きないように、新型インフルエンザ等には誰もが罹患する可能性があり、患者やその関係者には責任がないこと、正しい知識を普及啓発していくことが重要である。

このため、リーフレット、広報紙、ホームページ、ツイッター等により、新型インフルエンザの感染予防策を周知し、発生した場合は、都や市からの情報に従って医療機関の受診をするなど、感染拡大防止策の普及啓発を図る。

<感染予防策>

新型インフルエンザの感染経路は、「飛沫感染（＊１）」と「接触感染（＊２）」であり、その予防には手洗いや咳エチケットなどが有効な対策である。



(＊１) 飛沫感染：

感染した人が咳やくしゃみをすることで、排泄するウイルスを含む飛沫（５ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することで感染する経路を指す。

(＊２) 接触感染：

皮膚と粘膜・傷口の直接的な接触あるいは中間物を介する間接的な接触による感染する経路を指す。

イ 発生時の情報提供

個人の人権の保護に十分留意し、国内、都内、市内における感染状況、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関の受診や不要不急の場合は自力受診を行うなど、救急車の適正利用の再徹底について、広報紙、ホームページ、ツイッター等での情報発信を行う。

また、発生段階や政府が特措法第 32 条に基づき行う新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が出されると、知事コメントが発表され、予防策の徹底などが呼び掛けられるので、必要に応じて市長コメントも合わせて発表する。

市に在住又は滞在する外国人に対しては、国際交流団体、外国人コミュニティなどの協力を得て、高齢者や障害者に対しては、確実に周知できるよう情報提供に努める。

ウ 報道機関に対する情報提供

新型インフルエンザ等への対策に係る市の対応の市民への周知を図るとともに適宜報道機関にも情報提供をおこなう。

エ 患者等の個人情報

個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮するとともに、報道機関への情報提供の際は誹謗中傷及び風評被害を起こさないよう留意する。

公衆衛生上必要な情報については迅速に公表していくが、公表する範囲については、情報内容のレベルが都と市の間でばらつき、混乱が生じることのないよう都の発表範囲にあわせて、市も同様に、平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）における個人情報の公表範囲を基本とする。

○新型インフルエンザ（A/H1N1）発生時の個人情報等の都の公表範囲（市も同様）

事 例	公表範囲
患者（個別事例）の公表	年齢、性別、届出受理保健所、居住地、基礎疾患、渡航歴、学校種別・学年（職業）及び発症の経緯
集団感染事例の公表	年齢、性別、届出受理保健所、施設所在地及び学校種別・学年（職業）
死亡事例の公表	年齢、性別、基礎疾患及び経過

(3) 国・都・市の情報の流れ

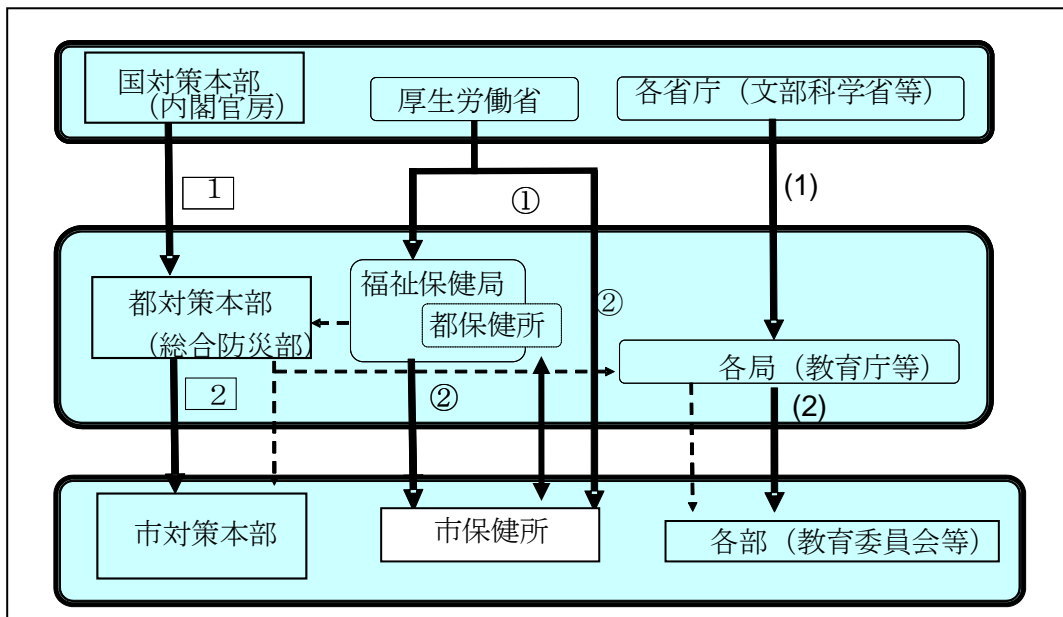
市は、住民に最も身近な存在であり、感染予防のための普及啓発をはじめ、相談窓口の設置、予防接種の実施、高齢者・妊婦・慢性疾患患者等への支援など重要な役割を担う。特に、新型インフルエンザ等が発生した当初の病原性が不明な時点では、感染者はごく僅かであっても、報道内容が刻々と変わり、市民の不安が非常に大きくなる。このため、WHOや国の情報を市民に正確に伝えることが重要であり、市は国・都・他自治体等から情報を迅速に提供を受けるとともに自ら積極的に情報を収集する。

そして、迅速かつ遺漏なく情報収集するため、各部がそれぞれ国や都、他自治体の担当部門から平常時と同様のルートで情報収集と共有を行う。特に、重要な情報については、複数のルートから情報提供を受け、混乱しないようにする。

市は、保健所を設置しているため、国から直接連絡がある場合と、都を通じて連絡がある場合がある。また、八王子市を含む二次保健医療圏⁶内には、八王子市保健所、町田市保健所と都の南多摩保健所の3保健所があり、特に医療提供体制は二次医療圏で調整することになっているので、3保健所間での情報交換、連絡調整を十分に行うものとする。

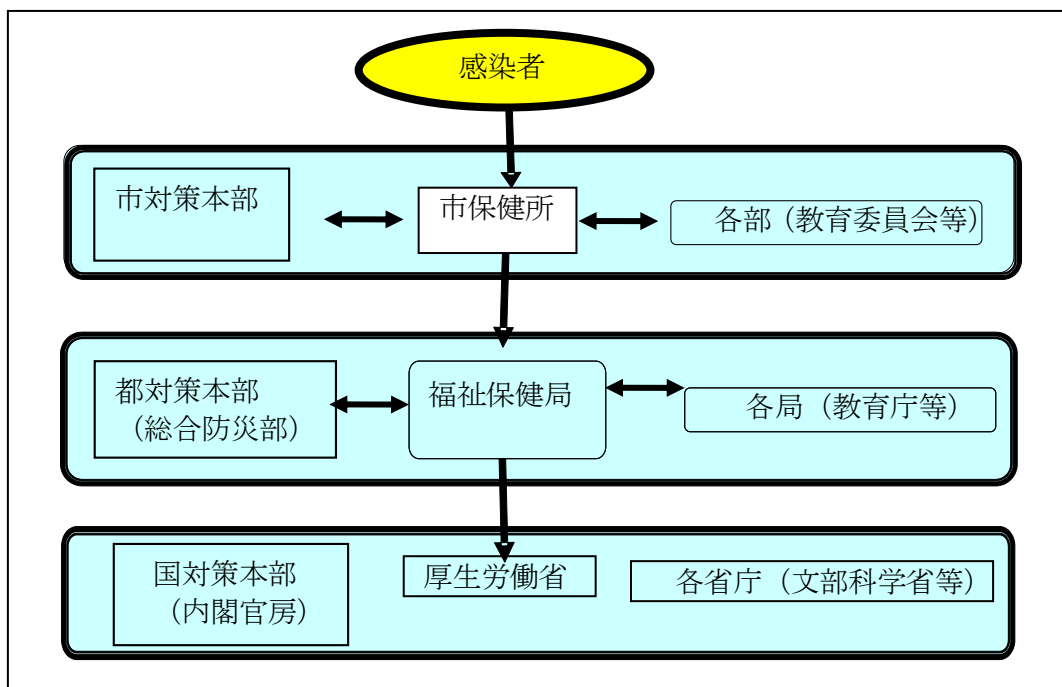
⁶二次保健医療圏：二次保健医療圏は、原則として特殊な医療を除く一般の医療ニーズに対応するために設定する区域で、入院医療を圏域内で基本的に確保するとともに、医療機関の機能連携に基づく医療サービスと広域的、専門的な保健サービスとの連携などにより、都民に包括的な保健医療サービスを提供していく上での圏域であり、その整備を図るための地域的単位です。また、医療法第30条の4第2項第9号の規定により、主として病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として設定する医療計画上の区域でもあります。八王子市を含む南多摩保健医療圏は八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市からなります。（東京都保健医療計画 平成25年3月改定より）

○新型インフルエンザ等に関する国から市への情報の流れ（国の通知等）



- 1 → 2 内閣官房からの情報の流れ
- ① → ② 厚生労働省からの情報の流れ
- (1) → (2) その他の省庁からの情報の流れ
- 重要な情報は、必要に応じて複数ルートで情報提供

○新型インフルエンザ等に関する感染者情報の市からの流れ



(4) 医療機関等

平常時から、市医師会、薬剤師会、歯科医師会等との連携をはかり、新型インフルエンザ等発生時の医療提供体制を構築しておく。

また、本市の属する南多摩保健医療圏⁷感染症地域医療体制ブロック協議会等を活用して情報の共有化を図り、ブロック内3保健所、医療機関等と連携体制を構築する。

(5) 関係機関

平常時から、市医師会、歯科医師会、薬剤師会、助産師会をはじめ、町会・自治会、自主防災団体、老人クラブ、障害者団体等の連絡会・連合会や民生委員・児童委員協議会、商工会議所、農業協同組合、大学コンソーシアム八王子、八王子国際協会、私立幼稚園協会、私立保育園協会、赤十字奉仕団など市内の関係者団体の連絡網を構築しておく。またこれらの団体を活用し、新型インフルエンザ等に関する情報提供や事業者向けの研修会等の開催など、対策の推進をする。

発生時には、関係者団体の連絡網や市メール配信サービスなどを通じて、メール、ファクシミリ等により発生状況や感染予防策、イベント等の自粛、行政上の申請期限の延長などを情報提供し、各団体での対応、傘下事業者への周知を依頼する。

4 市民相談

(1) 健康相談

今後新たに発生する新型インフルエンザ等の病原性や感染力にかかわらず、市民の不安を解消し、適切な感染予防策を促すため、発生後速やかに新型インフルエンザ相談センター（帰国者・接触者相談センター）⁸を設置する。発生当初は、相談対応時に患者の受診先医療機関の案内及び受診時の注意事項等についての説明を行う必要があるため、保健所の開庁時間は保健所内に設置する。夜間・休日対応は、都が提供する場所における都内保健所共同設置の窓口を活用して24時間対応する。サーベイランスによる情報収集や分析が進み、病原性や感染力が判明した段階で、状況に応じて相談体制の規模を縮小するなど、弾力的な対応をとる。

⁷ 南多摩保健医療圏

都の2次保健医療圏。この圏域には、医療法に基づき、八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市の5市がある。市が設置する八王子市保健所、町田市保健所と都が設置する南多摩保健所がある。

⁸ 新型インフルエンザ相談センター（帰国者・接触者相談センター）

従来の計画では、「発熱相談センター」としていたものであるが、一般疾病による発熱患者の相談も対象のように誤解を招く可能性もあるとのことで、国の新型インフルエンザ等対策政府行動計画では、「帰国者・接触者相談センター」と表記されている。東京都新型インフルエンザ等対策行動計画では、「新型インフルエンザ相談センター」となっている。本市の計画では、国・都の呼び名の違いから市民が混乱をきたすのを防ぐため、当計画では、特に海外発生期から国内発生早期・都内発生早期は、疑い患者を専門外来に振り分けるための目的で開設することから、新型インフルエンザ相談センター（帰国者・接触者相談センター）と記述する。都内感染期以降は、振り分け機能は終了し、新型インフルエンザ相談センターは、保健医療相談に対応する。

感染を防止するため電話対応を基本とし（コールセンター）、集中する相談に対応するため、専用回線を用意し、電話番号を市民に周知する。

新型インフルエンザ以外の新感染症の場合は、その疾病の名称の「〇〇相談センター」とする。

なお、市民から健康相談以外の一般的な問い合わせに対応するため、公衆衛生業務に支障をきたさないよう、市は別途、総合相談窓口を必要に応じ設置する。

(2) その他の相談

感染拡大を防止するには、人が集まることや、人と人とが対面する機会を減らすことが有効な対策の一つとして考えられる。学校の休業をはじめ、市民や事業者に対し、集会等の自粛が考えられる。緊急事態が宣言され、都から国の基本的対処方針に基づき、市内施設に対し、使用制限等措置を選択し、要請があった場合は、周知等について適宜協力する。市の施設についても、利用者に対する咳エチケットやマスク着用を呼び掛け、庁舎出入り口や利用時間の制限、臨時休館など、病原性に応じて対応するとともに、イベントや講習会、試験等について、実施方法の変更や延期又は中止する。

これらの問合せへの対応は各部が行うが、各部に寄せられた市民からの相談や情報を、対策本部又は市対策本部（法定）で情報共有し、必要な対策を講じる。

また、市は、国・都からの要請に基づいて、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、国・都等が作成したQ&A等を活用するなど、住民からの一般的な問い合わせに対応できる総合相談窓口（コールセンター）を必要に応じ設置し、適切な情報提供を行う。

5 感染拡大防止

新型インフルエンザ等の流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保すること、また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることを目的に、市民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

具体的には、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の一般的な感染予防の励行や予防接種、学校の休業、職場での感染予防策、催物等の自粛など様々な感染拡大防止策を組み合わせ、発生段階毎に実施する。

都内の発生初期の段階では、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置が行われ、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための健康観察、不要不急の外出自粛の要請等の感染症法に基づく措置を行う。

市の集客施設や市が主催する催物における感染予防策を率先して実施するとともに、関連団体にも同様の取組を実施するよう協力を依頼する。

感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

なお、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行い、都知事が特措法第45条に基づき、施設を管理する者又は催物を開催する者に必要最小限の制限等を要請・指示した場合には、市は、要請に応じ、その取組等に協力する。

<都からの感染拡大防止策の協力依頼（特措法第24条）>

- ①都民及び事業者への感染予防の呼び掛け
- ②都の施設及び催物における感染拡大防止策を実施
- ③都の関連団体、委託業者及び区市町村への同様の取組を依頼
- ④事業者に感染拡大防止策への協力を依頼
- 都の緊急事態宣言時の対応（特措法第45条）
 - ⑤施設を管理する者又は催物を開催する者に対し、施設の使用又は催物の開催の制限若しくは停止を要請し、公表する。
 - ⑥正当な理由なく⑤の要請に応じない場合は指示し、公表する。

(1) 水際対策

海外渡航する際の注意情報等を広報紙やホームページ、ツイッター等に掲載し、注意喚起をおこなう。海外で発生した際、国や都が行う検疫等の水際対策に関して、都等からの要請に応じる。新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザに感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合には、保健所は必要な健康監視等の対応をとる。市は、国・都等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(2) 個人への対策

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策を実践するよう市民に呼び掛ける。

患者発生時には、当該患者に速やかに感染症指定医療機関等で適切な医療を受けるよう指導するとともに、患者家族・同居者その他の濃厚接触者を迅速に把握し、健康観察及び感染を広げないための保健指導等を行う。

また、必要に応じ、不要不急の外出の自粛を呼び掛ける。

(3) 学校における対応

ア 市立小・中学校、看護専門学校

発生時には、「八王子市立小・中学校における新型インフルエンザ対応指針（平成21年2月）」に基づき、学校医や保健所と連携のもと、次のとおり感染拡大防止策を講じる。

- ・新型インフルエンザ等の疑い又は罹患していると診断された児童・生徒への対応については、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。
- ・集団発生がみられた場合は、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講じる。
- ・同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。
- ・さらに、感染が拡大し都内で流行した場合、感染症の発生状況や医療体制等を勘案し、必要に応じ、全ての市立小・中学校等の休校について検討する。

イ 私立学校

都は、各学校設置者等に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、幼児・児童・生徒の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、都が必要に応じて、臨時休業などの措置をとるよう要請した場合には、市はこれに協力する。

(4) 施設の使用及び催物の開催制限等

ア 事業者

事業者に対して、従業員の感染予防策の励行など健康管理、発熱等の症状がある利用者の施設の利用制限の対応、催物における感染拡大防止策や自粛の呼び掛け、施設の使用制限な

ど感染拡大防止策の協力を依頼する。これらの協力依頼は、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて行う。

平常時から、これらの発生時に実施し得る感染拡大防止策を、市民や事業者へ協力を求めることを周知する。

さらに、政府が緊急事態宣言を行った時は、特措法に基づき、政令の範囲内で、都知事が都民への不要不急の外出自粛の要請や事業者に対する施設の使用制限を要請・指示する場合もあり、市も周知に協力する。

発生時には、海外発生期の段階で、新型インフルエンザ等の発生の状況や病原性について、判明していること、不明なことを含め、迅速かつ正確に情報提供し、国内発生早期、都内発生早期、都内感染期と段階が移行するに従い、市民や事業者に対し、様々な個人の感染予防策、事業者の感染拡大防止策を呼び掛けるとともに、緊急事態が宣言された場合の最も強い感染拡大防止策として、施設の使用制限の要請・指示を行うことがあり得ることについて周知を行い、事前に理解を求める。

イ 市の対応

緊急事態宣言前であっても、感染拡大防止のためには、人と人が集まる機会を減らすことが有効な対策と考えられることから、自らが率先して、休止するイベントや利用制限をする施設を明らかにし、広く周知する。

行政手続など申請窓口で感染拡大を防止できるよう、来庁者の動線を整理し、来庁者や職員への感染リスクを低下させるよう、工夫する。さらに、郵便やメール、ファクシミリ等を積極的に活用し、対面機会を減らすよう努める。

また、市の関連団体、委託業者に対しても、積極的な感染拡大防止策を実施するよう協力を依頼する。

<市の休止事業等（例示）>

区分	主な休止事業等
閉鎖する施設	○ 市立図書館 郷土資料館 夢美術館 コニカミノルタサイエンスドーム ○ オリナスホール いちようホール 南大沢文化会館 学園都市センター ○ 生涯学習センター・市民センター 農村環境改善センター等
休止するイベント等	○ 文化行事・イベント等（各部） ○ 各保健福祉センター娯楽室・講座等 ○ 施設見学 等
その他	○ 統計調査 等

6 予防接種

(1) ワクチン

ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるとともに、患者数を医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、あらかじめ製造し備蓄しているプレパンデミックワクチンと発生後にウイルス分離し製造するパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

(2) 特定接種

○特定接種とは、

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

○特定接種に用いるワクチン

備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても、備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

○特定接種の対象となり得る者

- ・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ・新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員
- ・新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる地方公務員

○対象となり得る者の基準

- ・住民接種よりも先に開始されるものであるため、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。
- ・国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者については、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定地方公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。
- ・指定公共機関の定義には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。
- ・特定接種の対象となり得る業種・職務については、特措法第 28 条第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 25 年厚生労働省告示第 369 号）による。

○基本的な接種順

- ・医療関係者
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ・指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- ・それ以外の事業者

○柔軟な対応

- ・発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に国により判断され、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

○接種体制

(実施主体)

- ・国によるもの
登録事業者のうち特定接種対象となり得る者
新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員
- ・都によるもの
新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる都職員
- ・市によるもの
新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる市職員

(実施方法)

原則として集団的接種

(3) 住民接種

(種類) ① 臨時の予防接種

新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種として行われる。

② 新臨時接種

緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として行なわれる。

	臨時接種	新臨時接種
根 拠 規 定	特措法第46条 予防接種法第6条第1項	予防接種法第6条第3項
緊 急 事 態 宣 言	あ り	な し
接 種 の 努 力 義 務	あ り	な し
接 種 の 勧 奨	接種を受けるよう勧める	
接 種 費 用 の 自 己 負 担	な し	あ り (低所得者以外から実費徴収可)
費 用 負 担 割 合	国 1/2、都 1/4、市 1/4	低所得者分のみ 国 1/2、都 1/4、市 1/4

(対象者の区分)

- ・以下の4つの群に分類されるが、新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて柔軟に対応する。
 - a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
 - b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
 - c 成人・若年者
 - d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群(65歳以上の者)

○接種順位の考え方は、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、国により決定される。

(接種体制)

住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう体制の構築を図る。

(接種方法)

住民接種には、上記①臨時接種と②新臨時接種があるが、①、②の共通部分を記載する。

- ・市は、接種の実施に当たり、国及び都道府県と連携して、保健所・保健福祉センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- ・発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適切な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報紙やホームページ、ツイッター等により周知し、接種会場においても掲示等により注意喚起する。
- ・基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、実施主体である市の判断により、通院中の医療機関において接種することも想定するものとする。
- ・医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ・ワクチンが大きな単位のバイアルで供給されることを踏まえ、通院する医療機関において接種する場合であっても、集団的接種とするため、原則として100人以上を単位として接種体制を構築する。
- ・ワクチンの開発流通状況等により、集団的接種によらず接種を行う場合も想定される。
- ・社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。
- ・医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種を検討する。

7 医療

(1) 医療体制の整備

新型インフルエンザ等への対策において、医療は最も重要な対策である。新型インフルエンザ等がまん延した場合は、患者数の大幅な増大が想定される。医療の破綻を回避し、医療提供体制を維持しなければ、市民は感染した時に必要な医療を受けることができない。しか

し、医療資源（医療従事者、病床等）には限度があることから、事前に効果的・効率的に活用できるよう医療提供体制等の整備を行う。

(2) 発生段階における医療提供体制

新型インフルエンザ等の発生時における発生段階ごとの医療提供体制は、以下のとおりである。

<発生段階ごとの医療提供体制>

		未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期			小康期
						通常院内体制	院内体制強化	緊急体制	
医療体制	外来		新型インフルエンザ 専門外来 (帰国者・接触者外来) (ウイルス検査実施) 陽性 (+) 陰性 (-)			すべての医療機関が対応 (基本はかかりつけ医)			
	入院		感染症指定医療機関	一般医療機関への入院または自宅療養		小児・重症患者受入可能医療機関の確保	特段の措置要請 臨時医療施設の活用		

○海外発生期から都内発生早期まで

感染拡大を抑制する対策がもっとも有効であり、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等に罹患した患者（疑似症を含む。）は、感染症指定医療機関^{*1}で入院治療を行う。ある程度限定された医療機関で外来診療、入院治療を行うことで、医療機関全体における混乱を回避するとともに、他の医療機関が都内感染期において新型インフルエンザ等の診療を行うための準備を行う期間にもなる。

- ・新型インフルエンザ相談センター（帰国者・接触者相談センター）の設置
 新型インフルエンザ相談センター（帰国者・接触者相談センター）を設置し、その周知を図る。（4 市民相談 (1)健康相談 参照）
- ・新型インフルエンザ専門外来（帰国者・接触者外来）⁹
 新型インフルエンザ相談センター（帰国者・接触者相談センター）から振り分けられた新型インフルエンザの罹患が疑われる患者を、都や市があらかじめ指定する新型インフルエンザ専門外来（帰国者・接触者外来）で診察する。
 （都内 82 医療機関（平成 25 年 8 月現在））
- ・感染症指定医療機関

9 新型インフルエンザ専門外来

政府行動計画では、「帰国者・接触者外来」としているもので、都は、独自に新型インフルエンザ専門外来としている。市の行動計画では、市民が混乱しないようにに新型インフルエンザ専門外来（帰国者・接触者外来）と記載する。国内に感染が広がる前段階のもの。新感染症の場合は、その疾病の名称で「〇〇専門外来」と称する。都内感染期となれば新型インフルエンザ専門外来は終了し、一般医療に移行する。

新型インフルエンザ等の発生の早期には、感染防止対策の観点に立ち、原則として、保健所は、新型インフルエンザ等患者について、重症度にかかわらず感染症法に基づき、感染症指定医療機関への入院勧告を行う。

都内には、10 医療機関が指定されている。（平成 25 年 8 月現在）

南多摩保健医療圏（八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市の 5 市が属し、圏域には、八王子市保健所、町田市保健所、南多摩保健所）は、東京医大八王子医療センターが指定されている。

感染症法に基づく勧告（措置）入院の場合、圏域には、東京医大八王子医療センターのみが指定機関であるため、その所在地の八王子市保健所が感染症診査協議会¹⁰を開催することになる。

- ・ 新型インフルエンザ専門外来（帰国者・接触者外来）を持たないすべての医療機関
新型インフルエンザ等の患者は、専門外来での診察を受ける場合以外に、他の一般医療機関を受診する可能性も否定できないことから、一般医療機関においても、感染期には、新型インフルエンザ等の患者の診療を行うことを念頭におき、新型インフルエンザ等の感染症の患者とそれ以外の患者との接触を避ける工夫や、医療従事者の感染防護に必要な資器材の準備など、個々の医療機関における院内感染防止対策を検討する。
- ・ 医療従事者は、マスク・ガウン等の个人防护具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

○都内感染期

都内感染期においては、新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の感染症の診療を行う全ての医療機関で担うことになる。そのため、患者は新型インフルエンザ相談センター（帰国者・接触者相談センター）を介さずに、直接受診することとなる。また、入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者についても、全ての一般入院医療機関において受け入れることとなる。市は流行段階に応じた医療機関の役割分担について市民をはじめ関係機関に周知する。

都内感染期における在宅療養者への支援について、市は、都、医療機関、その他の関係機関・団体と連携しながら、在宅で療養する患者への支援を行う。

(3) 医療等の実施の要請・指示、補償

都知事は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対する医療の提供等を行うため必要があると認めるときは、特措法第 31 条に基づき、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して当該患者等に対して医療等を行うよう要請又は指示を行うことができる。ただし、当該要請等を行うに当たっては、有識者等の意見を聴取する等、慎重な判断を要することに留意が必要とされる。また、当該要請等を行う場合は、医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じることとされている。

¹⁰ 感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づき設置される機関で、入院勧告、就業制限及び医療費公費負担等に関する必要な事項を審議する。

また、国と都は、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償される。

(4) 臨時の医療施設等

都は、新型インフルエンザ等の感染拡大により、病院その他の医療機関が不足し医療の提供に支障が生ずると認められる場合には、特措法第48条に基づき、臨時に開設する医療施設において医療が提供することとなっており、市はこれに協力する。

8 市民生活及び地域経済活動の安定の確保

新型インフルエンザは各地域での流行が約8週間程度続くと言われ、新型インフルエンザ等が発生した時は、多くの国民が罹患し、また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び地域経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び地域経済活動への影響を最小限と出来るよう、都、市区町村、医療機関、事業者及び市民は、発生時にどのように行動するか、事前に準備をし、発生時には互いに協力し、この危機を乗り越えることとなる。

(1) 市民生活の維持

ア 食料・生活必需品の安定供給

都は、生活必需品の安定供給を図るため、関係事業者等の事業継続を支援する。

都は、社会機能が低下する中で不足が予想される食料・生活必需品について、製造・販売・流通業者などの業界団体等を通じて、安定供給を要請するとともに、食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

都は、都民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、買占めを行わないよう呼び掛ける。

市は、都の対策に協力する。

イ 高齢者等要援護者への支援

都は、高齢者・障害者施設等の福祉施設（入所施設）の運営を維持するため、感染予防を徹底するよう呼び掛けるとともに、入所者の施設外部者との接触制限等により、感染拡大の防止に努めるよう要請する。

また、外出を自粛する高齢者等の食料・生活必需品の調達について、町会等地域住民団体、ボランティア等に協力要請する。

市は、都の対策に協力する。

ウ ごみの収集・運搬・排出抑制

ごみの収集、運搬や焼却が停滞しないよう、体制整備を図る。都内感染期には、事業実施が困難な場合が予想されるため、市民及び事業者にごみの排出抑制への協力を要請する。

エ 指定公共機関及び指定地方公共機関への業務継続要請

市民生活を支えるライフライン事業者など、指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、従業員の欠勤があっても、業務計画に基づき、ライフライン等が停止することのないよう業務継続を要請する。

オ 行政手続上の申請期限の延長

特措法により、新型インフルエンザ等の発生時において、過去の大規模震災発生時と同様に、運転免許等の申請期限の延長の特例が可能となった。特例措置が実施された場合は、国の政令等を迅速に分かり易く周知するとともに、必要に応じて措置を実施する。

エ 市民の安全・安心の確保

市は、警視庁及び東京消防庁等と連携し、地域住民等にも協力を求め、防犯・防災活動の取組を強化する。

(2) 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、遺体に対する適切な対応を行う必要があることから、遺族の意向や個人情報の保護に留意するとともに、備蓄している遺体収納袋等を活用するなど遺体からの感染を防止しつつ、火葬場を可能な限り稼働させる。

また、感染状況に応じて集会の自粛要請も考えられることから、平常時に行っているような形態の葬儀が困難になる可能性があることについて、葬祭業者や住民の理解を得るよう努める。あわせて、新型インフルエンザ等により死亡した遺体の体液や排泄物からの感染を予防するため、手袋やマスク等が必要な場合があり、遺族への理解を得るよう努める。

市で発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるようにする。「埋火葬許可証」の申請ができず、公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法により、「死亡診断書」により迅速に埋火葬する特例措置を実施する。

さらに、一時的に死亡者が急増した場合は、遺体からの感染予防策を実施し、震災等で予定されている場所を遺体収容所とするなど、迅速に対応する。

(3) 事業者への支援

新型インフルエンザ等の感染拡大により、運転資金の確保等が困難となる中小企業を支援するため、相談窓口を設置するとともに制度融資を実施するなど対策をおこなう。

また、政府系金融機関において、新型インフルエンザ等緊急事態に関する特別な融資などの措置が行われた場合は、事業者への周知など適切に対応する。

事業者の感染予防策として、都が実施している建設業法に基づく許可や産業廃棄物処理業許可など各種許認可については、事業者や関係者に与える影響をできるだけ軽減するため、対面業務を縮小し工夫しながら実施する。

さらに、個人の場合と同様に、許認可等の申請期限の延長の特例措置が実施された場合は、適切に対応する。

第4章 緊急事態宣言時の対策

患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、政府が緊急事態宣言¹¹を行ったときは、市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。なお、国の基本的対処方針¹²及び都行動計画に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

政府が緊急事態宣言を解除した場合は、基本的対処方針に基づき、緊急事態宣言時の措置を縮小・中止する。

1 感染拡大防止

(1) 緊急事態宣言時の施設の使用及び催物の制限等の考え方

都は、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「政令」という。）第11条による施設の区分ごとに、新型インフルエンザ等の感染リスク、社会生活の維持の観点等を踏まえ、特措法第24条及び第45条に基づく感染拡大防止に関する措置の対象、期間及び内容について、必要最小限となるよう総合的に判断した上、決定する。

市は、都の対策に協力する。

¹¹ 緊急事態宣言（特措法第32条）

政府対策本部長が、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときに、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う。

¹² 基本的対処方針（特措法第18条）

政府対策本部が、発生したウイルスの病原性や流行の状況を踏まえ、政府行動計画のうちから対策を選択し決定する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号第 11 条による施設の区分

- 区分 1 施設 これまでの研究により感染リスクが高い施設
⇒ 特措法第 45 条に基づき、使用制限も含めて最優先で要請・指示し、その旨を公表する。
- 区分 2 施設 社会生活を維持する上で必要な施設
⇒ 特措法第 24 条に基づき、使用制限以外の措置について協力の要請を行う。
⇒ できる限り特措法第 24 条に基づき、使用制限以外の措置について協力の要請を行う。感染拡大の状況に応じ、必要な場合には、特措法第 45 条に基づき、使用制限も含めて要請・指示し、その旨を公表する。
- 区分 3 施設 運用上柔軟に対応すべき施設
⇒ 特措法第 24 条に基づき、できる限り使用制限以外の措置について協力の要請を行う。感染拡大の状況に応じ、必要な場合には、特措法第 45 条に基づき、使用制限も含めて要請・指示し、その旨を公表する。

（ウからスまでは、建築物の床面積の合計が 1000 m²を超えるもの）

- ウ 大学、専修学校（高等課程を置く専修学校を除く。）、各種学校その他これらに類する教育施設
- エ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- オ 集会場又は公会堂
- カ 展示場
- キ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料等その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売り場を除く。）
- ク ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
- ケ 体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- コ 博物館、美術館又は図書館
- サ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
- シ 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- ス 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設
- セ ウからスまでに掲げる施設であって、1000 m²を超えないもののうち、厚生労働大臣が定めて公示するもの

(2) 措置の内容

都知事は、施設の管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対して、発生時に国が策定する基本的対処方針、発生した新型インフルエンザ等の病原性及び感染力に応じ、次に掲げる措置から、感染拡大防止と社会経済活動の維持のバランスを鑑み、適時適切に選択し、要請する。

- 施設の使用の停止（特措法第 45 条）
- 感染防止のための入場者の整理（政令第 12 条）
- 発熱等の症状のある者の入場禁止（政令第 12 条）
- 手指の消毒設備の設置（政令第 12 条）

- 施設の消毒（政令第12条）
- マスクの着用など感染防止策の入場者への周知（政令第12条）
- その他厚生労働大臣が公示するもの

(3) 施設及び催物の使用制限等をする際の都の意思決定手続

都知事は、特措法第45条に基づき必要最小限の措置を行う場合には、あらかじめ感染症及び法律の専門家、事業者団体等の意見を聴いた上で、感染拡大防止と社会経済活動の維持のバランスを鑑みながら、迅速に決定する。

(4) 実施方法

- 市民に要請する感染予防
特措法第45条に基づき、都が都民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請した場合、市はこれに協力する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（区市町村単位、都内のブロック単位等）とする。
- 区分1施設（これまでの研究により感染リスクが高い施設）での感染予防
特措法第45条に基づき、学校、保育所、通所の福祉施設等（政令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止、市民の生命・健康の保護、市民生活・経済活動の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。
要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
- 区分3施設（運用上柔軟に対応すべき施設）での感染予防
特措法第24条に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。
特措法第24条の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（政令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。特措法第45条の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命・健康の保護、市民生活・経済活動の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条に基づき、指示を行う。
特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

2 予防接種

市において、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、市民に対し、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

3 医療

国・都は、医療機関、薬局、医薬品若しくは医療機器の製造販売業者又は販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。

市は、国・都に協力・連携し、医療体制整備を図る。区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、都は臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。

臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

4 市民生活及び地域経済活動の安定の確保

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。

また、登録事業者は、医療の提供並びに市民生活及び地域経済活動の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

(1) 電気、ガス及び水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれ業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

水道事業者である都は、行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

(2) 運送・通信の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれ業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染拡大防止の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれ業務計画で定めるところにより、感染拡大防止策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講じる。

(3) サービス水準に係る市民への呼び掛け

市は都に協力して事業者のサービス提供水準に係る状況を把握し、市民に対し、感染が拡大した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性への理解と協力を呼び掛ける。

(4) 緊急物資の運送等

都は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。また、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

(5) 生活関連物資等の価格の安定等

市は、市民生活及び事業活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図れるよう、都に協力し対応する。

生活関連物資等の需給・価格動向について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努め、各相談窓口に寄せられた市民からの相談や情報を、対策本部で情報共有し、必要な対策を講じる。

さらに、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、都へ適切な措置を講じるよう要請する。

(6) 火葬の特例等

市は都の要請に応じて、火葬場の火葬炉により対応するが、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を収容する施設等を直ちに確保する。市は都と協力して、墓地、火葬場等に関連する情報を速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

(7) 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等

国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち、当該新型インフルエンザ等緊急事態に対する適用が指定された場合は、適切に対応する。

(8) 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

政府系金融機関等が、中小企業等の業者の経営の安定に必要だと考え、特別な融資を実施するなどの措置を実施する場合は、事業者へ周知するなど適切に対応する。

第5章 各段階における対策

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」等を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて、市行動計画実施手順等に定める。

1 未発生期

<未発生期>

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

<対策>

- 発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。
- 国、都、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。

<対策の考え方>

- 1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から、市行動計画等を踏まえ、都、関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民及び事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。
- 3 国、都、国際機関等からの情報収集等を行う。

(1) 実施体制

- ① 市行動計画等の作成
 - ・ 市は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び都行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。
- ② 体制の整備及び国・地方公共団体の連携強化
 - ・ 市は、発生時に備えた市行動計画実施手順及び業務継続計画を作成する。
 - ・ 市は、都、指定地方公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
 - ・ 市は、必要に応じて、警察、消防機関等との連携を進める。

(2) サーベイランス・情報収集

- ・ 市は、国、都、WHO（世界保健機関）等の国際機関等から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。
- ・ 市は、都等と協力してサーベイランス、情報収集を都と連携して行う。保健所は、新型インフルエンザの発生時のサーベイランスの具体的な実施方法及び実施時期を都に協力して定めておく。

＜都及び保健所等が平常時（新型インフルエンザ発生前）から実施するサーベイランス＞

- 平常時からインフルエンザに関する各種サーベイランスを実施し、情報の解析・集積を行う。新型インフルエンザが発生した際に、平常時のデータと比較することで、新型インフルエンザの流行規模や病原性等を判断する。
- 平常時、通年実施するサーベイランスは、以下のとおり
- ① インフルエンザサーベイランス（患者発生サーベイランス）
 都は、各保健所及び都内インフルエンザ定点医療機関（419 医療機関（平成 25 年 4 月現在））と連携し、感染症法に基づくインフルエンザ定点サーベイランスを実施する。
- ② ウイルスサーベイランス（病原体サーベイランス）
 都は、各保健所及び都内病原体定点医療機関（41 医療機関（平成 25 年 4 月現在））と連携し、感染症法に基づくウイルスサーベイランスを実施する。
 都内病原体定点医療機関から出されたインフルエンザウイルスは、東京都健康安全研究センターで、型分類を行い、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬に対する耐性の有無、病原性・感染力に関わる遺伝子変異の有無などについて調べる。
- ③ 東京感染症アラート
 都内医療機関において、鳥インフルエンザ（H5N1）等の感染症が疑われる患者の診療を行った場合は、鳥インフルエンザ（H5N1）等の発生を早期に発見し、患者への適切な医療提供とウイルスの封じ込め対策を的確に行うため、最寄りの保健所に報告し、検査基準に該当する場合は、東京都健康安全研究センターで緊急検査としてウイルス遺伝子検査を実施する。この一連の対応を東京感染症アラートという。
- ④ インフルエンザ様疾患発生報告（学校等）/感染症等集団発生時報告（社会福祉施設等）
 保健所は、都に協力し、学校、幼稚園及び保育所におけるインフルエンザ様疾患による臨時休業実施の状況を把握する。
 保健所は、社会福祉施設等におけるインフルエンザ様疾患の集団発生状況を把握するため、厚生労働省の通知（平成 17 年 2 月 22 日付け）に基づき社会福祉施設等から感染症等の集団発生報告を受け、都に報告する。
- ⑤ インフルエンザ入院サーベイランス（重症患者サーベイランス）
 各保健所は、都に協力し、都内基幹定点医療機関（25 医療機関（平成 25 年 4 月現在））から感染症法に基づくインフルエンザ入院サーベイランスを実施する。
- ⑥ クラスター（集団発生）サーベイランス
 前記④の集団発生報告時に、集団内の一部のインフルエンザ様疾患患者のウイルス検査を都が実施するので、これに保健所は、学校・施設等と連携し協力する。集団発生ウイルスにおける型を調べる。このウイルス検査を伴うクラスターサーベイランスは、定点医療機関当たり患者報告数 1.0 人（週）を超えるまで継続する。
 また、小康期においても第二波に備えて実施する。
 上記のサーベイランスに加え、新型インフルエンザの発生や流行状況にあわせて、以下のサーベイランスを追加実施するので準備しておく。

＜臨時で実施する新型インフルエンザのサーベイランス＞

- ⑦ 東京感染症アラートによる全数ウイルス検査
 都は、都内未発生期・都内発生早期に、新型インフルエンザ専門外来（帰国者・接触者外来）において、東京感染症アラートの独自検査基準を満たす新型インフルエンザの感染が疑われる患者の全数遺伝子検査を実施するので、保健所は協力する。

(3) 情報提供・共有

ア 継続的な情報提供

- ・市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市公式ウェブサイト等を利用し、市民に継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ・市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

イ 体制整備等

- ・市は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体)、媒体(広報紙やホームページ、ツイッター等での情報発信、報道機関への情報提供)、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握する方策等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ・市は、新型インフルエンザ等の発生状況等について、メディア等への一元的な情報提供や十分な説明を行うため、対策本部における事務局の広報担当者を中心とした広報担当チームを決めておく。
- ・市は、地域における対策の現場となる医療機関や関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。
- ・市は、新型インフルエンザ等発生時に市民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進める。生活福祉等の多様な市民からの相談に対応できるよう、発生段階に応じた相談体制について各部署は事前に検討し、必要な準備を行う。
- ・市は保健所に地域の関係機関等による健康危機管理に関する協議会等を設置・開催し、情報連絡体制を整備する。また、サーベイランスなど、平常時から連携して新型インフルエンザ等に係る業務を行う。
- ・教育委員会は、学校保健安全法等に基づき、平常時から学校医や保健所等と連携して、対応方針の共有化を図る。

(4) 感染拡大防止

ア 個人における対策の普及

- ・市は、感染予防のため、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及と理解の促進を図る。
- ・市は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解の促進を図る。

イ 地域における対策・市組織における対策の周知

- ・市は、新型インフルエンザ等発生時に実施される個人の対策のほか、地域内の事業所に対する感染防止対策について周知を図るための準備を行う。
- ・市は、新型インフルエンザ等緊急事態における市およびその他の施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

ウ 衛生資器材等の供給体制の整備

- ・ 都は、衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の生産・流通・在庫等の状況を把握するよう努める。市は、都等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(5) 予防接種

市は、都や国等と連携して、ワクチンの研究開発や生産備蓄等に関する情報を収集する。

市は、国等の特定接種に協力するとともに、住民接種が円滑に行えるよう体制整備をする。

① 特定接種

- ・ 特定接種は、特措法第 28 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項による予防接種とみなし、同法（第 22 条及び第 23 条を除く。）の規定を適用し実施する。
- ・ 特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市が実施主体として接種を実施する。

(特定接種の準備)

- ・ 国が実施する登録事業者の登録業務について、市は必要に応じて協力する。
- ・ 市は第 28 条第 4 項の規定に基づき、国から労務又は施設の確保その他の必要な協力を求められた場合は協力する。
- ・ 業種を担当する府省庁が、特定接種の登録対象となる事業者の意向を確認し、対象事業者の希望リストを厚生労働省に報告する場合、市は必要に応じて協力する。
- ・ 登録事業者は、必要に応じ市を通じて、厚生労働省へ登録申請することから、市はその際に協力する。
- ・ 業種を担当する府省庁が、当該事業者の登録内容について確認を行う場合に必要に応じて協力する。
- ・ 特定接種の対象となり得る市職員については、市が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。
- ・ 登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、市は必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。

② 住民接種

- ・ 市は、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築する。
- ・ 市は、国及び都の技術的な支援を受け、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市における接種を可能にするよう努める。
- ・ 市は、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備する。
- ・ 市は都に協力して、都の新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の基本的な情報に関して国が行う情報提供に協力し、市民の理解促進を図る。

未発生期

(住民接種の対象)

- ・住民接種は、全住民を対象とする（在留外国人を含む。）。
- ・実施主体である市が接種を実施する対象者は、市内に居住する者を原則とする。

(住民接種の準備)

- ・市は、ワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。
- ・市は、住民接種に関する実施要領を参考に地域の実情に応じてあらかじめ接種の開始日、接種会場等を通知する方法、予約窓口を活用し住民からの予約を受け付ける方法等の手順を計画しておく。
- ・市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市における接種を可能にするよう努める。
- ・市は、速やかに住民接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。
- ・市は、国及び都道府県、医師会、関係事業者等の協力を得て、接種体制を構築する。
- ・実施主体となる市は、未発生期の段階から、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等に留意し、医師会等と連携の上、接種体制を構築する。
 - a. 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - b. 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健福祉センター、学校等）
 - c. 接種に要する器具等の確保
 - d. 接種に関する住民への周知方法（接種券の取扱い、予約方法等）
- ・市は、接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ・市は、接種のための会場について、地域の実情に応じつつ、概ね人口1万人に1か所程度の接種会場を設ける。会場については、保健所・保健福祉センター、学校など公的な施設を活用するほか、医療機関に委託することにより、接種会場を確保する。
- ・市は、各会場において集団的接種を実施できるよう予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する器具（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。

(6) 医療

ア 地域医療体制の整備等

都は、新型インフルエンザ等の発生に備え、地域における医療体制の整備等を促進する。市は、都からの要請等に応じ、その対策等に協力する。

新型インフルエンザ等患者の国内初発例を確認してから都内発生早期までは、新型インフルエンザ等患者は病状の程度にかかわらず、感染症法第26条で準用する第19条又は第46条の規定に基づく入院措置等の対象となる。

一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進め、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請していく。医療体制の整備に関して、市医師会、歯科医師会、薬剤師会等と協議を行い、その役割分担について調整する。国内感染期に備えた医療の確保を図るため、都に協力して市は、国内感染期に備えた医療の確保に取り組む。

市は、都が行う入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等の把握に協力する。地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、

必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。都は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等において医療を提供することについて検討を行う。市はこれに協力する。

市は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

イ 新型インフルエンザ専門外来（帰国者・接触者外来）

都及び市は、海外発生期から都内発生早期に新型インフルエンザの感染が疑われる患者を診察し、ウイルス検査の結果が判明するまでの経過観察を行う新型インフルエンザ専門外来（帰国者・接触者外来）を設置するため、これを担う医療機関をあらかじめ指定し、必要な整備及び支援を行う。

ウ 感染症入院医療機関

都は、都内感染期に新型インフルエンザ等による入院患者を積極的に受け入れるために、病床・病棟等の利用計画、感染拡大防止策、診療継続計画（BCP）等を定めた医療機関をあらかじめ感染症入院医療機関として登録する。市は、これに協力する。

エ 一般医療機関

内科・小児科等、通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての一般医療機関は、平常時から院内感染防止への備えが必要である。そのため、あらかじめ、受付、待合室、外来、病棟などにおいて、一般の患者と発熱している患者の導線等を分離可能なものとしておくなど、新型インフルエンザ等の院内感染防止のための体制を整備しておくとともに、ゴーグル、マスク及び防護服等の個人防護具（PPE）など必要な医療資器材の備蓄を行っておく。

また、診療継続計画（BCP）の作成にも努める。

新型インフルエンザ等患者の入院に備え、医療機関は、病床利用率や診療継続計画に基づき入院可能病床数（定員超過入院等を含む。）を試算しておく。

市は、これらの試算を基に、あらかじめ都内感染期以降に重症者の入院のために使用可能な病床数を決定し、対策立案の基礎資料とする。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図る。その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関等に患者を入院させることができるよう、地域においては、事前に、その活用計画を策定しておく。また、在宅療養の支援体制を整備しておく。

市は、都内感染期には医療従事者が不足する場合が想定されるため、医師会と連携し、軽症者をできる限り地域の中核的医療機関以外の医療機関で診療する、地域の中核的医療機関の診療に他の医療機関の医療従事者が協力する等、地域全体で医療体制が確保されるよう協力を依頼する。また、医療機関は内科や小児科等の診療体制に重大な影響を及ぼさないよう、医療機関内において他科の医師を含めた協力体制を構築する等により、医療従事者の確保に努めることとする。

未発生期

病診連携、病病連携は、地域の自助・共助のために重要であり、市は地域の自助・共助を支援するため、平時から新型インフルエンザ等を想定した病診連携、病病連携の構築を推進を図る。

オ 医療資器材の確保等

- ・都は、海外発生期から都内感染期における感染の拡大防止に必要な医療資器材（個人防護具、抗インフルエンザウイルス薬等）を計画的かつ安定的に確保する。市は、都等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・市は、積極的疫学調査時の感染防止等のため、消毒薬等の備蓄を行う。

カ 医療機関等への情報提供体制の整備

- ・都は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するために国が行う体制整備に協力する。市は、都等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(7) 市民生活及び地域経済活動の安定の確保

市は、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び地域経済活動への影響を最小限とできるよう、特措法及び都行動計画に基づき、要援護者の対応や火葬能力等の把握・検討等、事前に十分な準備を行う。

①物資及び資材の備蓄等

- ・市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材等を備蓄し、または施設及び設備を整備する。

② 要援護者への対応

- ・市は、都内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応し、都と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。
- ・市は、最も住民に近い行政主体であり、住民に対する情報提供をきめこまかく行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯（高齢者世帯、障害者世帯等）への具体的な支援体制の整備を進める。

③その他留意事項

- ・市は、八王子市斎場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力を確認し、一時的に遺体を収容することが可能な施設（以下「臨時遺体収容所」という。）について確認する。
- ・市は、都が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を収容できる施設等について把握・検討する際に協力する。また、都が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携する。

- ・市は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから、域内における火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる。
- ・市は、都の火葬体制を踏まえ、市内における火葬の適切な実施ができるよう調整する。

この段階での主な対策と市の対応所管

- 広報及びホームページ等を活用した市民への情報提供・啓発 【都市戦略部、健康部】
- 庁舎管理用消毒薬他感染防止対策用備蓄 【財務部】
- 防疫従事職員向けの感染防護衣及び医薬品等の計画的な備蓄 【健康部】
- 特定予防接種の体制構築 【総務部】
- 住民に対する予防接種の体制構築 【健康部】
- 市職員への研修（訓練含む）の実施 【総務部、健康部】
- 「業務継続計画」の策定 【総合経営部、行財政改革部】
- 「業務継続計画」に基づく個別具体的な対応策の決定 【各部】
- 要援護者の支援方法の検討 【福祉部、生活安全部、市民部】
- 高病原性鳥インフルエンザの情報集約・共有、必要な対策の実施 【産業振興部】

2 海外発生期

<海外発生期>

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

<対策>

- ・新型インフルエンザ等の都内侵入をできるだけ遅らせ、都内・市内発生の遅延と早期発見に努める。
- ・都内・市内発生に備えて体制の整備を行う。

<対策の考え方>

- ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- ・対策の判断に役立てるため、国、都、国際機関等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ・都等と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、都発生に備え、都内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、薬局、事業者、市民に準備を促す。
- ・市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、都内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

ア 体制強化等

- ・市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに健康部担当副市長を本部長とする初動対応本部(事務局；健康部健康政策課)を設置する。初動対応本部連絡員調整会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。
- ・市は、海外で新型インフルエンザ等が発生し、市の対応が広範となる場合は、初動対応本部から、本部長を市長とする危機管理本部(事務局；生活安全部防災課、健康部健康政策課)に切り替え、市の対応を強化する。
- ・国が政府対策本部、都が都対策本部を設置した場合には、市においても、「市対策本部」を設置し、情報収集及び感染拡大時の対応等の検討を進めるとともに、関係部局に対し必要な対策を講じるよう指示する。
「緊急事態宣言」前における「新型インフルエンザ等対策本部」の設置については、特措法による設置ではなく、必要に応じ市の判断において設置する本部である。
- ・市は、都等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知する。
- ・市は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、都等と連携して、医療機関、事業者、市民に広く周知する。

イ 季節性インフルエンザと同程度の病原性の場合

- ・市は、海外において発生した新型インフルエンザ等について、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と国において判断された場合、感染症法等に基づく対策を実施する。

(2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等の患者の発生を早期に発見し、新型インフルエンザウイルス等の特徴の分析や患者の臨床像を把握するため、患者の全数把握が必要になる。

また、感染拡大をできる限り遅らせるためにも、感染拡大の早期探知が必要であり、保育所や学校等における集団発生の探知を強化することが重要である。

このため、平常時において通年実施しているサーベイランスに加え、発生時は臨時的にサーベイランスを追加し、強化する。

① 発生時の情報収集

<患者全数把握>

- ・都の東京感染症アラート¹³に基づき、医療機関からの新型インフルエンザが疑われる患者報告により、感染症アラートの検査基準に該当する検体は、東京都健康安全研究センターで全数をウイルス検査する。また、ウイルス検査を伴うクラスター（集団）サーベイランスを実施する。
- ・国が届出基準（症例定義）が決定された後、全ての医療機関から、市は届出基準に合致する患者（疑似症患者及び確定患者）の報告を直ちに受ける。
- ・発生当初の症例の1例ごとの情報は、その後の対策において特に重要であることから、新型インフルエンザの海外発生期に開始し、厚生労働省は、全国の報告数が概ね数百例に達するまでの間、全数把握を実施する。

<学校サーベイランス>

- ・新型インフルエンザ等発生時には、インフルエンザ様疾患発生報告（学校サーベイランス）の報告施設を、大学・短大まで拡大し、政令指定都市はインフルエンザ様症状の患者による臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の状況及び欠席者数を把握し、直ちに報告を受ける。
- ・また、報告のあった集団発生について、政令指定都市は、可能な限り集団発生ごとに患者の検体を採取し、患者や医療機関の協力を得てPCR検査等を行う。

<積極的疫学調査>

- ・保健所は、積極的疫学調査を地域の実情に応じて実施する。必要な場合には厚生労働省（国立感染症研究所を含む。）や都の支援を受ける。
- ・厚生労働省は、全国の患者から一律に収集すべき情報について示し、市は、調査結果を厚生労働省に報告する。

¹³ 東京感染症アラート：新型インフルエンザ等の疑いのある患者が都内医療機関を受診した場合に保健所からの採取検体を搬入直後から3種類の方法の検査を同時に開始し、早期に診断するシステム。24時間体制で迅速検査と精密検査を組み合わせる都独自の緊急検査システム。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・市は、都等と連携して、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、都内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のウェブサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ・市は、対策本部を設置した時には、対策本部事務局の広報担当者を中心とした広報担当チームを設置し、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。
- ・市は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。
- ・市内医療機関等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、国内発生に備えた協力を要請する

イ 情報共有

- ・市は、国のシステムを利用し、国、都関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

(4) 市民相談

海外において新型インフルエンザが発生した段階で、市保健所において、新型インフルエンザ相談センター（帰国者・接触者相談センター）（コールセンター）を速やかに開設する。新型インフルエンザ相談センター（帰国者・接触者相談センター）では、新型インフルエンザに感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来（帰国者・接触者外来）の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、市民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。

また、夜間・休日においても、都・特別区・市保健所が共同で窓口を設置し、相談対応を行う。

また、市は、国・都からの要請に基づいて、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、国・都等が作成したQ&A等を活用するなどし、市民・関係者からの一般的な問い合わせに対応できる総合相談窓口（コールセンター）等を設置し、適切な情報提供を行う。

＜新型インフルエンザ相談センター（帰国者・接触者相談センター）の運営＞

- 都内各保健所において新型インフルエンザ相談センター（帰国者・接触者相談センター）を設置する。夜間・休日の保健所閉庁時間帯においては保健所共同の新型インフルエンザ相談センター（帰国者・接触者相談センター）を設置し、各保健所から派遣された職員が輪番で対応する。保健所は、都から夜間・休日の相談対応を行う場所の提供と保健所職員の派遣調整を受ける。
- 都は夜間・休日の相談センターの準備が整い次第、民間のコールセンターに業務委託する。専門外来の案内については各保健所から輪番制で職員が対応する。
- 市民に対し新型インフルエンザ相談センター（帰国者・接触者相談センター）の周知を徹底する。特に、発生早期に新型インフルエンザの感染が疑われる患者が新型インフルエンザ相談センター（帰国者・接触者相談センター）を介さずに直接一般医療機関を受診することがないよう、新型インフルエンザ相談センター（帰国者・接触者相談センター）の役割を含め、新型インフルエンザ専門外来へとつなげる受診方法について、迅速かつ的確に周知する。しかし、全ての発熱・呼吸器症状等を有する者から相談を受けるのではなく、発熱・呼吸器症状等に加え、発生国への渡航歴や患者との濃厚な接触歴がある者を対象としていること、また、これに該当する者は、まず新型インフルエンザ相談センター（帰国者・接触者相談センター）へ電話により問い合わせること等を、市は、ポスター、広報紙、ホームページ、ツイッター等を活用するとともに、報道機関への情報発信などにより、地域住民へ広く周知する。新型インフルエンザ等に感染している疑いがない場合は、適切な情報を与え、必要に応じて一般の医療機関を受診するよう指導する。
- 新型インフルエンザ相談センター（帰国者・接触者相談センター）は、発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から電話で相談を受け、新型インフルエンザ専門外来（帰国者・接触者外来）へと受診調整する。その際、受診するよう指導した帰国者・接触者外来の電話番号を本人又はその家族等に伝え、受診前に必ず連絡して、受診する時刻及び入口等について問い合わせるよう指導する。

(5) 感染拡大防止

ア 市内での感染拡大防止策の準備

市民や事業者に対して、感染予防策の周知を図るとともに、医療関係者等に標準予防策等の徹底を呼び掛ける。

学校については、都内で発生した場合に備え、対応手順の確認を行い、臨時休業の基準の検討を行う。

- ・ 保健所は、国・都と連携し、国内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（不要不急の外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。また保健所は、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。
- ・ 市立学校については、「八王子市立小・中学校における新型インフルエンザ対応指針（平成21年2月）」により、学校におけるマスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など感染予防策について確認する。市内での発生に備え、国の基本的対処方針を踏まえ、臨時休業の基準を検討する。
また、必要に応じて、私立学校に情報提供し、準備を依頼する。

海外発生期

- ・ 国内で発生以降、発生段階に応じて国の基本的対処方針を踏まえ、事業者や市民に対し、施設利用者への手洗い、発熱等の症状がある施設利用者の利用制限、催物や不要不急の外出の自粛等の呼び掛けなど、必要に応じて感染拡大防止策の協力を求めることを周知する。
- ・ 政府が緊急事態を宣言した時は、施設の使用及び催物の開催を制限又は停止の要請、市民へ外出自粛等の要請をする場合もあること、また、これに伴い平常時より一部のサービスが低下することを、事前に周知し、理解と協力を求める。

イ 水際対策

- ・ 新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザに感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合には、保健所は必要な健康監視等の対応をとる。市は、国・都等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・ 市内の各学校等に対し、発生国に留学等している在籍者への感染予防のための注意喚起、発生国において感染が疑われた場合の対応等について周知を依頼する。

(6) 予防接種

① 特定接種の実施

市は、国と連携し、市職員のうち特定接種対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

② 特定接種の周知・相談

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

③ 住民接種の準備

市は、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、準備を開始する。

(7) 医療

都は、新型インフルエンザ専門外来（帰国者・接触者外来）の速やかな開設と患者の受入れについて、感染症診療協力医療機関に要請する。感染症診療協力医療機関は、速やかに専門外来を開設する。

新型インフルエンザ専門外来（帰国者・接触者外来）は、新型インフルエンザの感染が疑われる患者から採取した検体を保健所職員に速やかに提出する。

保健所職員は東京感染症アラートに従い、ウイルス検査を行う東京都健康安全研究センターに検体を搬入する。新型インフルエンザ専門外来（帰国者・接触者外来）の受診者は、新型インフルエンザ相談センター（帰国者・接触者相談センター）からの紹介に限定するため、市民には専門外来の開設場所を非公開とする。

新型インフルエンザ専門外来（帰国者・接触者外来）は、ウイルス検査の結果が出るまでの間、必要に応じて患者を院内に留め置く。ウイルス検査の結果、陽性と判明した場合、保健所は、感染症法に基づき、患者を入院勧告の対象とし、東京消防庁又は民間搬送事業者に依頼して感染症指定医療機関に移送する。ただし、東京消防庁に移送を依頼する場合は、市は、都福祉保健局に調整を依頼する。

(8) 市民生活及び地域経済活動の安定の確保

都は、食料・生活必需品の消費活動の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛けるので、市はこれに協力する。

①物資及び資材の備蓄等

- 市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材等を備蓄し、または施設及び設備を整備する。

② 要援護者への対応

- 市は、都内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援、搬送等について、国からの要請に対応し、都と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。
- 市は、最も住民に近い行政主体であり、住民に対する情報提供をきめこまかく行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯(高齢者世帯、障害者世帯等)への具体的な支援体制の整備を進める。

③その他留意事項

- 市は、八王子市斎場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力を確認し、一時的に遺体を収容することが可能な施設(以下「臨時遺体収容所」という。)について確認する。
- 市は、都が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を収容できる施設等について把握・検討する際に協力する。また、都が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携する。
- 市は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから、域内における火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる。
- 市は、都の火葬体制を踏まえ、市内における火葬の適切な実施ができるよう調整する。

この段階での主な対策と市の対応所管

- 広報及びホームページ等を活用した市民への適切な情報提供 【都市戦略部、健康部】
- 危機管理本部及び新型インフルエンザ等危機対策本部の設置 【生活安全部、健康部】
- 発生状況に対応した「新型インフルエンザ相談センター(帰国者・接触者相談センター)」(相談窓口)の開設 【健康部】
- 保育園、幼稚園、小中学校を通じての情報提供 【子ども家庭部、学校教育部】
- 関係する団体等に対する情報提供及び対応策等の周知 【各部】
- 要援護者の支援方法の検討 【福祉部、生活安全部、市民部】
- 診療体制等に関する医師会等への協力要請 【医療保険部、健康部】
- 食料及び生活必需品等の安定供給等の実施 【産業振興部】
- 消費生活の安定に関する情報提供 【市民部】

3 国内発生早期（都内未発生）

<国内発生早期>

- 都以外の国内のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
(都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態)

<対策>

- 1 都内・市内での発生に備えた体制の整備を行う。
- 2 発生道府県からの情報収集を行い、患者に適切な医療を提供する。

<対策の考え方>

- 1 都内での発生に備え、国内での感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- 2 国内での発生状況について注意喚起するとともに、都内発生に備え、医療体制、感染拡大防止策、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、都等と連携して、医療機関、薬局、事業者、市民に対して、積極的な情報提供を行う。
- 3 市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、都内発生に備えた体制整備を急ぐ。
- 4 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

- ・市は、国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに市対策本部、連絡員調整会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。
- ・市は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ対策本部会議、連絡員調整会議を開催し、都内発生早期の対策を確認する。
- ・市は、都等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、薬局、事業者、市民に広く周知する。
- ・市は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、都等と連携して、医療機関、薬局、事業者、市民に広く周知する。

<緊急事態宣言¹⁴>

市は、国が新型インフルエンザ等の状況により、緊急事態宣言を行ったときは、直ちに、市対策本部（法定）に移行し、国の基本的対処方針、都行動計画及び市行動計画に基づき必要な対策を実施する。

¹⁴ 緊急事態宣言

緊急事態措置を実施すべき期間、区域が示される。区域については、都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定が指定される。なお、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考えられる。

東京都を対象とする緊急事態宣言が発せられた場合の対応は、次項「4 都内発生早期」に記載する。

(2) サーベイランス・情報収集

○ 発生時のサーベイランス

<患者全数把握>

- ・全国での患者数が数百人程度に達した段階で、全国での全数報告は中止されるが、都内未発生期、都内発生早期及び都内感染期に入るまでの間、引き続き実施する。
- ・保健所は、国が行う個別症例についての症状や治療経過等の情報を収集・分析に協力する。

<患者発生サーベイランス>

- ・全国約 5,000 定点医療機関（小児科定点約 3,000 か所、内科定点約 2,000 か所）からインフルエンザと診断した患者について、保健所は、一週間（月曜日から日曜日）ごとに報告する。

<積極的疫学調査>

- ・発生した国内患者について、初期の段階には、全数把握した症例について、保健所は積極的疫学調査を実施することとなるので、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。

<新型インフルエンザによる死亡・重症患者の状況>

- ・入院の有無にかかわらず、新型インフルエンザと診断された患者が死亡した場合や、死亡した者について確認検査により新型インフルエンザと判明した場合、新型インフルエンザによる一定程度以上（人工呼吸器の装着等）の重症患者が発生した場合には、速やかに保健所は、医療機関から提出された情報を厚生労働省へ報告する。なお、死亡者数等が数百人以上に達するなど、速やかな報告の意義が低下した場合には報告を中止する。
※その後も死亡者数については人口動態統計においても把握が行われる。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・都等と連携して、市民に対して、国内での発生状況、現在の対策、その理由、その実施主体、都内発生した場合に必要な対策等について、広報紙、ホームページ、ツイッター等での情報発信や、報道機関への情報提供を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ・都等と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- ・対策本部における事務局の広報担当者を中心とした広報担当チームを設置し、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。
- ・外国人に対しては、国際交流団体や外国人コミュニティなどの協力を得て、情報提供する。
- ・高齢者や障害者等に対しては、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。
- ・対策の実施主体となる関係部署が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。

国内発生早期

- ・市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、都や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行う。

イ 情報共有

- ・市は、国のシステムを利用し、国、都や関係機関等とのインターネット等を活用したりリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

ウ 関係機関への情報提供

指定地方公共機関、医療機関等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、都内発生に備えた協力を要請する。

(4) 市民相談

- ・引き続き、新型インフルエンザ相談センター（帰国者・接触者相談センター）において、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来（帰国者・接触者外来）の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、市民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。
- ・市民・関係者からの一般的な問い合わせの増加に備え、総合相談窓口（コールセンター）等の相談窓口体制を充実・強化し、適切な情報提供を行う。市は、国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

(5) 感染拡大防止

ア 市内での感染拡大防止策の準備

- ・市は、都等と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策や時差出勤等を勧奨する。
- ・市は、都等と連携し、事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康観察・受診の勧奨を要請する。
- ・市は、都等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安等により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うことができるよう学校の設置者に準備を要請する。
- ・市は、都等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。
- ・市は、都等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

イ 濃厚接触者対策

- ・保健所は、国と連携し、都内感染期までの間、感染症法に基づき、患者との濃厚接触者への対応（不要不急の外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。

＜濃厚接触者対策＞

◎国内発生早期、都内発生早期までの対応。都内に感染が広がり感染のリンクが追えなくなった都内感染期には終了する。

- ・ 保健所は、新型インフルエンザ等の患者と濃厚接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。）は、すでに感染している可能性があるため、潜伏期間中は、必要に応じ、濃厚接触者に感染対策（以下「濃厚接触者対策」という。）を実施する。濃厚接触者対策は、感染症法に基づき健康観察、不要不急の外出自粛の要請等として実施される場合と、季節性インフルエンザ対策と同様な任意の協力を求める基本的な感染対策として実施する場合がある。なお、状況に応じ、必要な抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等を実施する場合もある。
- ・ 保健所は、患者に対し、感染症法第 15 条に規定する積極的疫学調査を実施することにより、当該患者の濃厚接触者を特定する。
- ・ 保健所は、濃厚接触者に対し、感染症法第 44 条の 3 又は第 50 条の 2 の規定に基づき、不要不急の外出自粛の要請等の感染を防止するための協力を要請する。
また、新型インフルエンザの場合、発症を予防するために、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。なお、患者が学校などに通っていた場合には、集団感染のおそれがあることから、感染症法に基づく対策以外に、学校保健安全法に基づく学校の臨時休業の実施についても検討する。
- ・ 保健所は、新型インフルエンザ等の病原性が季節性インフルエンザと同程度であることが判明した場合等、季節性インフルエンザ対策よりも強い対策を実施する必要性がないことが明らかになった場合には、特別の対策を速やかに停止する。
- ・ 保健所は、感染症法に基づく入院措置等を中止した後、厚生労働省から示された日数を目安に、必要に応じて、患者及び濃厚接触者に対して自宅待機を求めることを検討する。

【参考】※＜患者及び濃厚接触者の不要不急の外出自粛期間等の目安＞

a 患者の自宅待機期間の目安

(ア) 厚生労働省は、新型インフルエンザ等発生時の患者の自宅待機期間について、対策の立案に資するよう、過去のインフルエンザに関する知見も踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて目安を示す。

- ・ 患者の自宅待機期間の目安は、「発症した日の翌日から 7 日を経過するまでまたは解熱した日の翌々日までのいずれか長い方」とする。

(イ) 患者の自宅待機期間については、実際に新型インフルエンザ等が発生した後に得られた知見等を基にして、必要に応じて、厚生労働省が当初の目安を修正して示す。

- ・ 自宅待機期間は、対策の効果と社会経済への影響をのバランスを考慮し、多くの患者の感染力が消失するまでの期間を目安とする。ただし、病原性が高いと想定される場合にはより慎重に設定する。
- ・ 医学的ハイリスク者に接する可能性がある者の自宅待機期間については、さらに慎重に設定する。

b. 濃厚接触者の自宅待機期間の目安

(ア) 厚生労働省は、新型インフルエンザ等発生時に、患者の同居者等の濃厚接触者の自宅待機期間について、対策の立案に資するよう、過去のインフルエンザに関する知見も踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて目安を示す。

国内発生早期

- ・ 自宅待機期間の目安は、「患者が発症した日の翌日から7日を経過するまで」とする。
- (イ) 濃厚接触者の自宅待機期間については、実際に新型インフルエンザ等が発生した後に得られた知見等を基にして、必要に応じて、厚生労働省が目安を修正して示す。
- ・ 患者数が増大するにつれて、濃厚接触者の自宅待機を厳格に求めることは国民生活及び国民経済の安定の確保に悪影響を及ぼす度合いが高まることから、状況に応じ、自宅待機の期間を緩和する。

ウ 水際対策

- ・ 発生地域への渡航自粛について、風評被害が起こらないよう留意しながら、市民に呼び掛ける。
- ・ 都は、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザに感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合には、保健所において必要な健康監視等の対応をとる。市は、都等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(6) 予防接種

ア 特定接種

- ・ 市は、都、国と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

イ 住民接種

① 住民接種の実施

- ・ パンデミックワクチンが全国分製造されるまで一定の期間を要するが、市は、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する接種を開始できるよう準備を進める。
- ・ 市において、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、引き続き準備を進める。
- ・ 緊急事態宣言がされている場合は、市において、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

② 住民接種の周知・相談

- ・ 市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。
- ・ 病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、市としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供しておく。

③ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

- ・ 予防接種の実施主体である市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

(7) 医療

① 医療体制の整備

- ・発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、新型インフルエンザ専門外来（帰国者・接触者外来）における診療体制や、新型インフルエンザ相談センター（帰国者・接触者相談センター）における相談体制を、海外発生期に引き続き継続実施する。
- ・都内発生後の患者の増加に備え、新型インフルエンザ患者に対応する病床確保に向けた院内調整を開始するよう、感染症入院医療機関をはじめとする一般医療機関に要請する。また、国・都と連携協力し院内感染防止策等、必要な情報を引き続き医療機関等に提供する。

② 患者への対応等

保健所は、国・都と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等へ移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとされているが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。

③ 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与

- ・保健所は、国・都と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等へ移送する。
- ・国内感染期に備え、引き続き、国・都等と連携し、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。

④ 医療機関・薬局における警戒活動

- ・医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行うよう、必要に応じて警察に要請する。

(8) 市民生活及び地域経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の安定供給、ライフライン等の維持、高齢者や障害者等の要援護者への支援やごみ処理等について、都内での発生、流行に備えた準備を行う。

① 物資及び資材の備蓄等

- ・市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材等を備蓄し、または施設及び設備を整備する。

② 要援護者対策

- ・市は、計画に基づき、要援護者対策の準備をする。

③ その他留意事項

- ・市は、都と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、市内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡すよう調整する。

なお、非透過性納体袋については、都が病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配付する。

この段階での主な対策と市の対応所管

- 感染拡大や市民の混乱を防止するための情報提供・相談体制の強化 【都市戦略部、市民部、健康部】
- 「新型インフルエンザ相談センター（帰国者・接触者相談センター）」におけるトリアージの実施 【健康部】
- 保育所の運営について検討 【子ども家庭部】
- 幼稚園、小中学校の一時閉鎖の検討 【子ども家庭部、学校教育部】
- 感染した可能性のある市民の早期発見、封じ込め対策の実施 【健康部】
- 関係する団体等に対する情報提供及び対応策等の周知 【各部】
- 不要不急の外出及び各種行事、集会等の自粛の協力要請 【各部】
- 新型インフルエンザ（帰国者・接触者相談）専門外来の設置準備等医師会への協力要請【健康部、医療保険部】
- 特定接種の実施【総務部】
- 住民に対する予防接種の体制構築 【健康部】
- 要援護者の支援体制の準備 【福祉部、市民部】
- 火葬能力の拡大及び遺体の収容所の検討 【市民部】
- 食料及び生活必需品等の安定供給等の実施 【産業振興部】
- 消費生活の安定に関する情報提供 【市民部】

4 都内発生早期

＜都内発生早期＞

○ 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

＜対策＞

- 1 都内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2 患者に適切な医療を提供する。
- 3 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

＜対策の考え方＞

- 1 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。都内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- 2 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3 都内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5 都内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

ア 実施体制

- ・市は、都内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに対策本部会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。
- ・市は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ対策本部会議又は対策本部連絡員調整会議を開催し、都内発生早期の対策を確認する。
- ・市は、都等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、薬局、事業者、市民に広く周知する。
- ・市は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、都等と連携して、医療機関、薬局、事業者、市民に広く周知する。

イ 政府現地対策本部の設置への協力

- ・発生の初期の段階において国が都を支援するため都に新型インフルエンザ等現地対策本部を設置したときは、これと連携する。市は、都等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び都等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ 緊急事態宣言 がされている場合の措置

都内発生早期

- ・市は、国が新型インフルエンザ等の状況により、緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針、都行動計画及び市行動計画に基づき必要な対策を実施する。

(2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等の患者の発生を早期に発見し、新型インフルエンザウイルス等の特徴の分析や患者の臨床像を把握するため、患者の全数把握が必要になる。

また、感染拡大をできる限り遅らせるためにも、感染拡大の早期探知が必要であり、保育所や学校等における集団発生の探知を強化することが重要である。

このため、平常時において通年実施しているサーベイランスに加え、引き続き、臨時的にサーベイランスを追加し、強化する。

市は、都等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び都等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(3) 情報提供・共有

ア 市民・事業者への情報提供

- ・市は、都等と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市民に対して、国内・都内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、その理由、その実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
- ・市は、都等と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- ・都内・市内での新型インフルエンザ等の発生を発表し、感染拡大防止のために標準予防策の励行を市民に呼び掛ける。国内での発生状況など最新情報を市の広報紙、ホームページ、ツイッター等のほか、関係機関、メディア等の協力を得て、市民に情報提供し、風評等による混乱防止を図る。また、患者等の個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮するとともに、報道発表の際は誹謗中傷、風評被害を引き起こさないよう、また都・市の公表する情報内容が市内でばらつき、混乱が生じることのないよう留意する。
- ・外国人に対しては、国際交流団体や外国人コミュニティなどの協力を得て、情報提供する。
- ・高齢者や障害者等に対しては、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。
- ・市は、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、市や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行う。
- ・市は、対策本部における事務局の広報担当者を中心とした広報担当チームを設置し、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。
- ・市は、対策の実施主体となる関係部署が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。

イ 関係機関への情報提供

指定地方公共機関、医療機関等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、都内発生の対応及び都内感染期に備えた準備を依頼する。

(4) 市民相談

- ・ 新型インフルエンザ相談センター（帰国者・接触者相談センター）
引き続き、新型インフルエンザ相談センター（帰国者・接触者相談センター）において、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来（帰国者・接触者外来）の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、市民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。
また、夜間・休日においては、引き続き各保健所が共同で窓口を設置し、相談対応を行う。
- ・ 一般相談窓口の体制充実・強化
- ・ 学校の臨時休業をはじめ、新型インフルエンザ等の発生の影響が考えられる市の業務について、問合せへの対応は各部が行うが、よくある問い合わせはまとめて広報紙、ホームページ、ツイッター等に掲載するほか、複数の問合せに回答できるよう市の総合相談窓口（コールセンター）を開設するなど対応する。
- ・ 各部に寄せられた市民や事業者からの相談内容を対策本部で共有し、必要な対策を講じる。
- ・ 市は、都等からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を充実・強化する。市は、国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。
- ・ 都は、新たに発生した新型インフルエンザ等に関するQ&Aなどの準備が整った後は、一般相談に係る業務を民間のコールセンターへ委託して対応するので、市はこれを案内する。

(5) 感染拡大防止

ア 市内での感染拡大防止策

学校や高齢者施設等の社会福祉施設等に対し、標準予防策等により感染予防を徹底するよう呼び掛ける。

業界団体等を経由し、又は直接、市民、事業所及び福祉施設等に対し、正確な情報を提供し、感染予防の励行や従業員の健康管理等を勧奨する。

また、市の施設において、率先して感染予防策を実施し、関連施設についても、同様の対応を要請する。

イ 濃厚接触者対策

- ・ 保健所は、国と連携し、都内発生早期には、国内発生早期に引き続き、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（不要不急の外出自粛要請、健康観察、有症時の対応指導等）などの措置を行う。

<感染防止対策>

- 患者との接触者が関係する地域の学校や通所施設等について、まん延の恐れがある場合には、臨時休業を行うよう各設置者等に対して都は要請するので市はこれに協力する。
- 市立学校においては、新型インフルエンザ等の疑い又は診断された児童・生徒等への対応について、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒等へのマスクの着用勧奨など感染拡大防止に努める。集団発生が見られた場合は、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業などの措置を講じる。
同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。
- また、私立学校についても市立学校と同様の措置を求め、市立学校の対応の情報提供を行い、必要に応じて、臨時休業を行うよう設置者に要請する。この要請は、都においても行われる。
- 市民や事業者に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。さらに、事業者に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨及び職場における感染予防策の徹底を要請する。
また、国の情報や感染状況、都の対応を説明し、各事業者に感染拡大防止策の実施の協力や、政府が緊急事態宣言をした場合に施設の使用や催物の制限があり得ることについて事前に周知する。
- 国の基本的対処方針等や感染状況を踏まえ、感染リスクが高い施設に対する感染拡大防止策（発熱等の症状がある人の入場禁止、施設の使用制限及び休業）の協力を要請する。
また、市民に不要不急の外出の自粛を呼び掛ける。
- 市の施設及び市が主催する催物において、率先して、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催の制限や休止を行う。施設の利用方法や催物の変更内容の周知を徹底し、一部のサービスが低下することの理解と協力を依頼する。
- 市の関連団体にも、集会施設や催物において、感染拡大防止策を実施するよう協力を依頼する。
- 市の施設内で業務を行う事業者にも、各施設で行う感染拡大防止策の協力を依頼する。

＜緊急事態宣言 がされている場合の措置＞

- ・ 都は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。市は、都と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、都からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・ 都は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、都民の生命・健康の保護、都民生活・都民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。市は、都と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、都からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・ 都は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、都民の生命・健康の保護、都民生活・都民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。市は、都と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、都からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ 水際対策

- ・ 発生地域への渡航自粛を市民に呼び掛ける。
- ・ 都は、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザに感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合には、保健所において必要な健康監視等の対応をとる。市は、都等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(6) 予防接種

ア ワクチン供給情報の収集

- ・ 都は、国においてワクチンが確保された場合には、速やかに供給できるよう準備を行う。市は、都等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

イ 特定接種

- ・ 市は、都、国と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

ウ 住民接種

都内発生早期

- ・市は、都等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等が発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。
- ・市は、国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。
- ・市は、国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。
- ・市は、接種の実施に当たり、国及び都と連携して、全市民が速やかに接種できるよう、接種体制をとる。

エ モニタリング

- ・市は、ワクチン接種を終了した段階で国が行うモニタリングに関する総合評価の状況を把握する。

オ 緊急事態宣言 がされている場合の措置

① 住民に対する予防接種の実施

- ・市は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

② 住民接種の周知・相談

- ・病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種については、緊急に接種を実施するものであり、接種時には次の点に注意する。

<緊急事態宣言がされている場合の住民接種の注意点>

- a. 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
- b. ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
- c. ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
- d. 臨時接種、集団的接種など、通常実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱が生じる。

これらを踏まえ、市は、緊急事態宣言がされている場合、特に次のような点に留意し、広報する。

- a. 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
- b. ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
- c. 接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。
 - ・市は、実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行う。

(7) 医療

ア 患者対応

- ・新型インフルエンザ等と診断された者に対して、原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関（第一種及び第二種）等に移送し、入院措置を行う。

この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、病原性が低いことが判明しない限り実施するものである。

- 保健所が、患者に入院勧告した際には、発生した新型インフルエンザ等の感染性や病原性、患者の症状や全身状態などを勘案し、東京消防庁又は民間搬送事業者に依頼して感染症指定医療機関に移送する。ただし、東京消防庁に移送を依頼する場合は、市は都福祉保健局に調整を依頼する。
- 新感染症の場合、患者の感染症指定医療機関への移送は、「感染症患者移送専用車両の運行等に関する協定」に基づき、原則として福祉保健局が東京消防庁に依頼して感染症患者移送専用車両により行う。

- ・ 新型インフルエンザ等のPCR検査¹⁵等の確定検査は、都健康安全研究センターにおいて行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加し、都内感染期に移行した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。
- ・ 保健所は、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者等であって感染した可能性があると認められる者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

イ 医療機関等への情報提供

- ・ 市は、引き続き、国や都が行う医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等の提供に協力する。

ウ 抗インフルエンザウイルス薬

- ・ 都は、都内感染期に備え、国が各医療機関に対して行う抗インフルエンザウイルス薬の適正使用の要請について、引き続き、関係団体等と連携して周知し、引き続き、国が行う抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通の指導に協力する。市は、都・国に協力する。

エ 医療機関・薬局における警戒活動

- ・ 市は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行うよう、必要に応じて警察に要請する。

<緊急事態宣言 がされている場合の措置>

- ・ 医療機関、薬局並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定公共機関及び指定地方公共機関は、上記の対策に加え、必要に応じ、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

¹⁵ PCR 検査

遺伝子検査の手法のひとつ。目的のDNAを選択的に増幅する技術を用い、陽性又は陰性の判定を行う。

(8) 市民生活及び地域経済活動の安定の確保

ア 事業者の対応

- ・国及び都は、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の開始について、関係団体等を通じ、事業者に周知する。市は、都等からの要請に応じ、その取組等に、協力する。

イ 市民・事業者への呼びかけ

- ・市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ・都では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう要請することについて、関係団体などを通じて周知する。
- ・市は、都等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ 要援護者対策

- ・市は、必要に応じて要援護者対策を実施する。
市は、食料品、生活必需品等の供給状況に応じ、計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等の準備を行う。

エ 遺体の火葬・収容

- ・都・市は、国内での重症化率、致死率等の情報収集を行い、急増する新型インフルエンザ等による死亡者に対する備えとして、可能な限り火葬炉を稼動する準備を行う。
- ・市は、都内感染期における死亡者の急増に備え、都からの要請に基づき、遺体の一時収容所として使用できるスポーツセンター等のリストの作成に協力する。
- ・都は、ドライアイスを扱う業界に遺体収容所設置時に向けたドライアイスの供給準備を要請する。
- ・遺体収容所の設置及び運用準備をする市は、都と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、市内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡すよう調整する。
なお、非透過性納体袋については、都が病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配付する。
- ・市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、遺体収容所の準備を適切に行う。

オ サービス水準に係る市民への呼びかけ

- ・市は、都等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかける。

カ 防犯活動

- ・市は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため防犯活動を実施するとともに、国・都に対し、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進することと悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう要請する。市は、都等からの協力依頼に応じ、その取組等に適宜、協力する。

<緊急事態宣言 がされている場合の措置>

- ① 水の安定供給
 - ・ 都は、都行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態においても水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ② 生活関連物資等の価格の安定等
 - ・ 市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

この段階での主な対策と市の対応所管

- 感染拡大や市民の混乱を防止するための情報提供・相談体制の強化 【都市戦略部、市民部、健康部】
- 発生状況に対応した「新型インフルエンザ相談センター(帰国者・接触者相談センター)」の継続 【健康部】
- 保育所の運営の検討 【子ども家庭部】
- 幼稚園、小中学校の一時閉鎖 【子ども家庭部、学校教育部】
- 関係する団体等に対する情報提供及び対応策等の周知 【各部】
- 不要不急の外出及び各種行事、集会等の自粛の要請 【各部】
- 新型インフルエンザ(帰国者・接触者)専門外来の設置状況把握及び医療機関に対する協力要請 【健康部、医療保険部】
- 患者に対する入院勧告及び感染症指定医療機関での入院医療の実施 【健康部】
- 特定接種の実施【総務部】
- 住民に対する予防接種の実施 【健康部】
- 要援護者の支援 【福祉部、市民部】
- 防犯活動の充実 【生活安全部】
- 食料及び生活必需品の安定供給等の実施 【産業振興部】
- 消費生活の安定に関する情報提供 【市民部】

5 都内感染期

<都内感染期>

○ 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）である。

<対策>

- 1 医療体制を維持する。
- 2 健康被害を最小限に抑える。
- 3 市民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。

<対策の考え方>

- 1 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。
- 2 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について理解できるよう、積極的な情報提供を行う。
- 3 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 4 医療体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 5 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・経済活動の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 6 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種については、体制が整い次第速やかに実施する。
- 7 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

<保健医療に関する対策の細分類>

都内感染期における対策の趣旨は、流行のピークをできるだけ低くし、新型インフルエンザ患者の健康被害を最小限に抑えるとともに、医療をはじめとした社会システム全体の破綻を回避することである。入院勧告対策を解除し、軽症患者の外来診療と、重症度に応じた入院医療への転換を行う。

このため、都内感染期においては、通常の体制で入院患者の受入れが可能な「都内感染期・第一ステージ（通常の院内体制）」から、特段の措置により病床を確保する「都内感染期・第二ステージ（院内体制の強化）」、「都内流行期・第三ステージ（緊急体制）」の3つに細分類し、記載する。

(1) 実施体制

ア 都内感染期移行の判断

- ・都は、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった場合は、都内感染期に入ったことを判断し、国の基本的対処方針及び都計画により必要な対策を行う。市は、都等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、市計画に基づき必要な対策を行う。

イ 緊急事態宣言 がされている場合の措置

- ・市は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置に係る事務の全部又は大部分を行うことができなくなった場合においては、特措法第 38 条及び第 40 条の規定に基づく都知事による代行、応援等の措置の活用を行う。

(2) サーベイランス・情報収集

都内感染期には、患者数は増加しており、これまでのサーベイランス等で患者の臨床像等の情報は十分蓄積されている。このため、患者の全数把握の必要性は低下し、医療現場の負担も過大となることから、重症者及び死亡者に限定した情報収集が重要となる。

保健所は、国・都から情報提供される国内・都内の発生状況を把握する。保健所は、国・都と連携し、必要な対策を実施する

＜サーベイランス・検査体制の変更＞

- 東京感染症アラートによる全数検査の中止
地域での流行が拡大した時点で、新型インフルエンザ専門外来（帰国者・接触者外来）を中止するとともに、東京感染症アラートによる全数検査を中止する。
- クラスタ（集団発生）サーベイランスの中止
地域での流行が拡大し患者報告数が増加した（定点医療機関当たり患者報告数 1.0 人（週）を超えた）時点で、クラスタサーベイランスに伴うウイルス検査を中止する。
- 入院サーベイランスにより、重症化リスクの程度を把握する。

(3) 情報提供・共有

ア 市民及び事業者への情報提供

- ・都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなったことから、医療体制を切り替え、健康相談や医療機関の受診のルールの情報提供を行う。
また、発生状況等の最新情報、感染予防策等について、広報紙、ホームページ、ツイッター等の手段を活用して情報提供するとともに、市民や事業者に不要不急の外出や催物の開催等を控えるよう呼び掛ける。
さらに、食糧・生活必需品等に関する情報など、多様な広報手段を活用して情報提供を行い、社会不安の解消及びパニック防止に努める。
- ・市は、都等と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、都の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- ・市は、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、市や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

イ 情報共有

- ・市は、国、都や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針や流行状況等を的確に把握する。

都内感染期

ウ 相談窓口の継続

- ・市は、都等からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を継続する。
- ・市は、国からQ & Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

エ 関係機関への情報提供

- ・医療機関等の関係機関に対し、都内感染期への移行、入院医療体制の転換など新たな対応について、迅速かつ正確に情報提供するとともに、職員の欠勤を想定した事業や診療継続を要請する。

(4) 市民相談

新型インフルエンザ専門外来（帰国者・接触者外来）の設置が終了した後も、引き続き、相談センターで市民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。相談体制は、病原性や感染力、一般医療機関での受入れ体制の整備、相談件数など、状況に応じて変更する。

また、市民や事業者に対し、学校の臨時休業をはじめ、集会等の自粛、市が実施するイベント、試験等の実施方法の変更や延期又は中止など、新型インフルエンザ等の発生の影響を受ける事業について、相談体制を強化する。

- 新型インフルエンザ専門外来（帰国者・接触者外来）の終了に伴い、新型インフルエンザ相談センター（帰国者・接触者相談センター）は新型インフルエンザ専門外来（帰国者・接触者外来）への振り分けを終了する。
- 新型インフルエンザ相談センター（帰国者・接触者相談センター）は、当初の帰国者・接触者相談から内容を保健医療に関する相談対応に変更し、引き続き、平日昼間の保健所開庁時間帯は各保健所において、休日・夜間の保健所閉庁時間帯における一般相談に係る業務は都が民間のコールセンターへ委託し対応するが、状況に応じて規模を縮小若しくは中止する。

(5) 感染拡大防止

患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階で、都内感染期へ移行するため、患者の濃厚接触者を特定しての措置（不要不急の外出自粛要請、健康観察等）を中止し、広く市民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を要請する。

なお、政府対策本部が都内を対象区域として緊急事態を宣言したときは、都は必要に応じ、市民の不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請・指示等を行うため、市はこれに協力する。

ア 感染拡大防止策

- ・市は、都等と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・市は、都等と連携し、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

なお、政府が緊急事態を宣言した場合は、施設の使用や催物の開催の制限が実施されることを事前に周知する。

- ・市は、都等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安等により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・市は、都等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。
- ・市は、都等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

イ 緊急事態宣言 がされている場合における都への協力

患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じて以下の措置を講じる。

- ・都では、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。市は、都と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、都からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・都では、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 1 1 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、都民の生命・健康の保護、都民生活・都民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。市は、都と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、都からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・都では、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 1 1 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、都民の生命・健康の保護、都民生活・都民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。市は、都と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、都からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(6) 予防接種

引き続き、国が必要な量のワクチンを確保し速やかに供給するとともに、国が特定接種を、市が予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進める。

また、緊急事態宣言が行われている場合においては、市において特措法第 46 条に基づき臨時接種として住民接種を進める。

(7) 医療

新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担うことになる。

このため、患者は新型インフルエンザ相談センター（帰国者・接触者相談センター）を介さずに、直接受診する。入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者についても、全ての一般入院医療機関が受け入れる。

都では、医療に関して次のとおり対策を行う。市は、都等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び都等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

- ア. 新型インフルエンザ専門外来（帰国者・接触者外来）、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。
 - イ. 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
 - ウ. 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を周知する。
 - エ. 医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。
- ・ 都内感染期においては、入院している新型インフルエンザ等患者のうち、重症ではないものについては自宅での療養とすることを医療機関に対して周知し、重症者のための病床を確保する。
 - ・ 医師会等と連携し、臨時の医療施設において医療を提供するために必要な医療従事者の確保を図る。
 - ・ 都内感染期に移行した際に、当初は、新型インフルエンザ等様症状の患者を集約して診療する等、地域の実情に応じて段階的に診療体制を拡充することも考えられるが、患者数の大幅な増加に対応できるよう、医師会等と連携しながら、可能な限り速やかに、通常、感染症の診療を行う全ての一般の医療機関において新型インフルエンザ等の診療を行う体制を確保する。
 - ・ 新型インフルエンザ等の重症患者の入院が優先的に行われるよう、医療機関の空床把握やその情報提供に努める。
 - ・ 市医師会等と連携し、臨時の医療施設においても医療を提供するために医療関係者を確保し、必要な医療を提供する。
 - ・ 原則として、発生段階が都内感染期に至った場合には、感染症法に基づく入院措置を中止する。
 - ・ 管内で、抗インフルエンザウイルス薬、感染対策用資器材等が適正かつ円滑に流通するよう調整する。

- ・市は、地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制を、市医師会と連携しながら調整して確保するとともに、診療時間を取りまとめるなどして住民への周知を図る。

オ.在宅で療養する患者への支援

- ・市は、国及び都と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（を行う）。
- ・保健所は、自宅で療養する新型インフルエンザ等患者やその同居者に対し、広報紙やホームページ、ツイッター等を活用して、感染対策に努めるよう指導する。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

市は、国・都と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、都が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供する。

都の都内感染期の医療確保

＜第一ステージ（通常の院内体制）＞

- 新型インフルエンザ等の患者の外来診療については、原則として、かかりつけ医が対応し、かかりつけ医において入院治療が必要と判断した場合には、重症度に応じて受入れが可能な医療機関への紹介又は搬送を行うよう、医療機関に周知する。
- 一般病床を有する全ての医療機関が、医療機能に応じて新型インフルエンザ等の患者の入院受入を行い、とりわけ感染症入院医療機関※は、あらかじめ都に登録した病床数に応じて、円滑に患者を受け入れるよう、医療機関に周知する。
- 重症患者受入可能医療機関の機能を確保するため、市民に対し、外来診療についてはかかりつけ医への受診を促すなど協力を要請する。
- 抗インフルエンザウイルス薬の流通在庫情報の把握に努め、必要に応じて行政備蓄している治療用備蓄薬を市場に放出する。

＜第二ステージ（院内体制の強化）＞

- 入院医療機関に対して、通常の体制では入院受入が困難となった場合に院内の医療スタッフの応援体制整備、入院期間の短縮や新規入院、手術の一部中止及び延期などの特段の措置を講じるよう要請し、都内の入院受入体制の強化を図る。
都が要請時期を判断する一つの目安として、インフルエンザサーベイランスにおいて定点医療機関当たり患者報告数が週当たり 1.0 人を超え、また、入院患者が急激に増加している状況等が確認された段階で、医療機関へ特段の措置の準備を要請する。
また、インフルエンザサーベイランスで定点医療機関当たり患者報告数が週当たり 10 人を超え、病床がひっ迫している状態が確認された段階で、特段の措置の実施を要請する。
- 医師会や薬剤師会に対し、地域における医療確保計画等に基づき、地区内の重症患者の受入れが可能な医療機関に対する支援を行うよう要請する。

＜第三ステージ（緊急体制）＞

- インフルエンザサーベイランスにおいて定点医療機関当たり患者報告数が週当たり 30 人を超えて更に上昇傾向にあり、かつ特段の措置をもってしても病床がひっ迫している状況が確認された場合、第三ステージへの移行を判断する。
- 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、都内医療機関の収容能力を超えたと判断した場合は、既存の病床以外に各医療機関の敷地内（院内の食堂や講堂など）に臨時スペースを暫定的に確保し、備蓄ベッドなどを配置することにより更なる患者の収容を図るよう、医療機関へ要請する。
- 必要に応じて備蓄ベッドを入院医療機関に配布する。
- 引き続き、医師会、薬剤師会に対し、地区内の重症患者受入可能医療機関に対する支援を行うよう要請する。

(8) 市民生活及び地域経済活動の安定の確保

ア 事業者への対応

- ・国及び都は、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の開始について、関係団体等を通じるなどして、都内の事業者等に周知する。市は、都等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 市民・事業者への呼びかけ

- ・市は、都等と連携し、国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について、市民に呼びかける。
- ・都では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請することについて、関係団体などを通じて都内に周知する。市は、都等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ 緊急事態宣言 がされている場合の措置

(ア) 業務の継続等

- ・指定公共機関及び指定地方公共機関は、事業の継続を行う。
- ・都では、国から示される当該業務継続のための行政上の申請期限の延長等について、必要に応じ、事業者への周知に協力する。市は、都等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、都等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(イ) 物資の売渡しの要請等

- ・都は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請について同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。
- ・都は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

(ウ) 生活関連物資等の価格の安定等

- ・市は、都等と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・市は、都等と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・市は、都等と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、市行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

(エ) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市は、都からの要請に応じ、国、都と連携し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(オ) 防犯活動の充実

市民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう、必要に応じて都のおこなう感染発生地域の警戒活動に協力するとともに、被害発生への対応に協力するなど防犯活動を実施する。

(カ) 埋葬・火葬の特例等

- ・市は、都からの要請に応じ、可能な限り火葬炉を稼働させる。

都内感染期

- ・市は、都からの要請に応じ、都、国と連携し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、遺体を一時的に収容するため、臨時医療施設とは別の公共施設（体育館等）を使用する。
- ・必要に応じ、ドライアイスを扱う業界に遺体収容所設置時にドライアイスの供給を要請するほか、冷蔵・冷凍倉庫を一時的に遺体収容所として使用することを事業者と検討する。
- ・市は、新型インフルエンザ等緊急事態において火葬を円滑に行うことが困難となった場合、国が緊急の必要があると認め、八王子市長以外の市長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めた場合には、それに基づいて対応する。

(キ) 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等

- ・都では、国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別の措置に関する法律に基づく措置の必要性を検討し、必要な場合には、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特別措置のうち当該新型インフルエンザ等緊急事態に対し適用すべきものを指定した場合には、それに基づいて対応する。市はこれに協力する。

(ク) 新型インフルエンザ等緊急事態における融資等

- ・都は、国と連携し、金融機関等に対し、特別な融資を実施するなどの措置を講ずるよう要請する。

(ケ) 市民生活を支える事業の継続

食料・生活必需品の安定供給、清掃事業、ライフライン等の維持、高齢者や障害者等の要援護者への支援やごみ処理等について、対応を要請する。ごみ処理の維持が困難な場合は、ごみの収集回数や処理について削減し、市民及び事業者にごみの排出抑制について協力を要請する。

この段階での主な対策と市の対応所管

- 市民への不要不急の外出自粛及び施設の使用制限・催物の開催制限等の要請【都市戦略部、総合経営部、市民活動推進部】
- 「業務継続計画」に基づく市役所機能の維持【行財政改革部】
- 社会不安を解消するための広報活動の充実強化【総合経営部、都市戦略部、総務部】
- 全医療機関に対する診療の協力要請【健康部、医療保険部】
- 住民接種の実施【健康部】
- 要援護者の支援【福祉部、市民部】
- 死者多数発生時の火葬対応の強化・遺体収容所の設置【市民部】
- ライフライン等の維持に応じた保育所運営【子ども家庭部】
- 防犯活動への協力【生活安全部】
- 食料及び生活必需品の安定供給等の実施【産業振興部】
- 消費生活の安定に関する情報提供【市民部】

6 小康期

＜小康期＞

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- 大流行は一旦終息している状況

＜対策＞

市民生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。

＜対策の考え方＞

- 1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、医療資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- 3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

ア 基本的対処方針の変更

- ・国が決定した基本的対処方針及び都新型インフルエンザ等有識者会議等の意見を踏まえ必要に応じて、市対策本部会議を開催し、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置を確認する。
- ・市は、都等と連携してこれらの情報を積極的に収集する。

イ 緊急事態宣言 がされている場合の措置

- ・市は、国が緊急事態解除宣言¹⁶を行った場合は、国の基本的対処方針に基づき対策を縮小・中止する。

ウ 対策の評価・見直し

- ・市は、各段階における対策に関する評価を行い、国による政府行動計画及び同ガイドライン等の見直し、都による都計画及び同実施手順等の見直しを踏まえ、市計画等の必要な見直し等を行う。

エ 対策本部の廃止

- ・市は、政府対策本部が廃止されたときは、速やかに対策本部を廃止する。

¹⁶ 「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、以下の場合などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

- ・患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合。
- ・患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合。
- ・症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合。

(2) サーベイランス・情報収集

平常時に通年実施しているインフルエンザサーベイランスを継続するが、特に新型インフルエンザ等の再流行及びウイルスの変異による病原性の変化に注意する必要がある。

- 新型インフルエンザ等の再流行を早期に探知するため、新型インフルエンザ等が再流行（1.0人／定点医療機関）するまでの間、保健所及び関係機関と連携し、クラスターサーベイランスを実施する。

(3) 情報提供・共有

ア 市民及び事業者への情報提供

患者発生状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を発表し、市民生活や経済活動の速やかな回復を図る。

また、第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供し、情報提供のあり方について評価し、必要な見直しを行う。

- 都内の流行の終息を受け、対策を「小康期」に切り替え、不要不急の外出や催物等の自粛など感染拡大防止策を解除し、市民生活及び経済活動の速やかな回復を、都の広報媒体のほか、区市、関係機関、メディアの協力を得て、市民や事業者に呼び掛ける。あわせて、第二波発生の可能性もあることから、それに備えることも呼び掛ける。
- 都は、「新型インフルエンザ等事業者団体連絡会」を通じ、ファクシミリ等により情報提供し、事業者に対して、事業活動の速やかな回復を呼び掛ける。
- 外国人に対しては、国際交流団体や外国人コミュニティなどの協力を得て、情報提供する。
- 高齢者や障害者等に対しては、区市等の協力を得て、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。

イ 関係機関への情報提供

指定地方公共機関、医療機関等の関係機関に対し、患者発生状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を情報提供し、「小康期」への移行を図る。

また、第二波発生の可能性に備え、情報提供体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備等、対策の方針を伝達し、各機関等の現状を把握する。

(4) 市民相談

状況をみながら、相談窓口の体制を縮小する。

保健所に設置した新型インフルエンザ相談センターは、状況に応じて終了する。保健所は、通常業務として市民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。

(5) 感染拡大防止

小康期に移行したことから、感染拡大防止策の協力要請を解除する。また、流行の第二波に備えて、感染拡大防止策を見直し、改善に努める。

(6) 予防接種

市は、第二波に備え、未接種者に対し接種を勧奨する。

(7) 医療

- ・国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。
- ・市においてピークを越えたと判断した場合は、今後の新型インフルエンザ等の患者数を推計しながら、各医療機関等においては適切な医療資源の配置を検討する。
- ・市は、社会機能の回復を図り、流行の第二波に備えるため、これまで実施した対策について評価を行い、次期流行に備えた対策を実施する。また、不足している医療資器材の調達及び再配備を行う。
- ・市は、新型インフルエンザ等の流行による被害を把握し、分析する。

(8) 市民生活及び地域経済活動の安定の確保

事業者、市民に、平常時の生活への回復を呼び掛ける。

この段階での主な対策と市の対応所管

- 通常時のサーベイランスの継続 【健康部】
- 最新情報の随時提供 【健康部、都市戦略部】
- 保育園、幼稚園、小中学校の一時閉鎖解除及びこれらを通じたの情報提供
【子ども家庭部、学校教育部】
- 相談体制の段階的縮小 【健康部】
- 各種行事、集会等の自粛解除 【各部】
- 一般医療機関での通常の医療体制に戻す 【健康部、医療保険部】
- 新たな発生・流行の再燃に備え、計画及び対策の見直しと体制の改善 【健康部】
- 市役所機能の段階的回復、平常時体制への移行 【総合経営部、行財政改革部、各部】
- 食料及び生活必需品等の安定供給等対策の見直し 【産業振興部】
- 消費生活の安定に関する情報提供 【市民部】